

平成27年第7回（9月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月10日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第7号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第8号 陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第9号 諸般の報告について	5
報告第 3号 町長専決処分の報告について	5
議案第49号 町長専決処分について（平成27年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)）	5
議案第50号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第51号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第52号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第53号 出雲崎町県単農業農村整備事業分担金徴収条例制定について	12
議案第54号 町道の路線変更について	13
議案第55号 平成26年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	13
議案第56号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第57号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第58号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	14
議案第59号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	14
議案第60号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	14

議案第 6 1 号 平成 2 6 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 4
議案第 6 2 号 平成 2 6 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 4
議案第 6 3 号 平成 2 6 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 4
決算審査特別委員の選任	2 1
議案第 6 4 号 平成 2 7 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 3 号）について	2 2
議案第 6 5 号 平成 2 7 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	2 2
予算審査特別委員の選任	2 8
決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の正副委員長の互選	2 9
選挙管理委員及び補充員の選挙について	2 9
散 会	3 0

第 2 日 9 月 1 6 日（水曜日）

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 2
欠席議員	3 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 2
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 2
開 議	3 3
一般質問	3 3
中 野 勝 正 議員	3 3
加 藤 修 三 議員	4 1
高 桑 佳 子 議員	5 4
散 会	6 4

第 3 日 9 月 1 8 日（金曜日）

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 6

欠席議員	6 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 6
職務のため議場に参加した者の職氏名	6 6
開 議	6 7
議事日程の報告	6 7
議案第 5 0 号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	6 7
議案第 5 1 号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	6 7
議案第 5 2 号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について	6 7
陳情第 6 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情	6 7
議案第 5 3 号 出雲崎町県単農業農村整備事業分担金徴収条例制定について	7 0
議案第 5 4 号 町道の路線変更について	7 0
議案第 5 5 号 平成 2 6 年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 5 6 号 平成 2 6 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 5 7 号 平成 2 6 年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 5 8 号 平成 2 6 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 5 9 号 平成 2 6 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 6 0 号 平成 2 6 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 2
議案第 6 1 号 平成 2 6 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 2
議案第 6 2 号 平成 2 6 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 2
議案第 6 3 号 平成 2 6 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 2
議案第 6 4 号 平成 2 7 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 3 号）について	7 4
議案第 6 5 号 平成 2 7 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	7 4
発議第 5 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書	7 5
議員派遣の件	7 6
委員会の閉会中継続調査の件	7 6
閉 会	7 7
署 名	7 9

平成27年第7回（9月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 9日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
9月10日	木	本会議第1日目（招集日） 予算審査特別委員会
11日	金	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
12日	土	休 会
13日	日	休 会
14日	月	決算審査特別委員会
15日	火	休 会
16日	水	本会議第2日目（一般質問）
17日	木	議案調整日
18日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(9 月 1 0 日)

平成27年第7回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成27年9月10日（木曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第7号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第8号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第9号 諸般の報告について
- 第 6 報告第 3号 町長専決処分の報告について
- 第 7 議案第49号 町長専決処分について（平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号））
- 第 8 議案第50号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第51号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第52号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第53号 出雲崎町県単農業農村整備事業分担金徴収条例制定について
- 第12 議案第54号 町道の路線変更について
- 第13 議案第55号 平成26年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第56号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第57号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第58号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第59号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第60号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第19 議案第61号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第62号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第63号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第64号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第65号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第24 選挙管理委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成27年第7回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（山崎信義） 議会運営委員長から、9月3日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、諸橋和史議員及び9番、仙海直樹議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの9日間に決定しました。

◎議会報告第7号 例月出納検査結果の報告について

○議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第7号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果の報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第8号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第8号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第9号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第5、議会報告第9号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。諸橋和史議員から去る8月31日に開催された8月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。三輪正議員から去る7月17日に議会運営委員の阿賀町への視察について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。仙海直樹議員から去る8月28日に開催された町村議会議長・副議長・委員長・事務局長研修について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第3号 町長専決処分の報告について

○議長（山崎信義） 日程第6、報告第3号 町長専決処分の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第49号 町長専決処分について（平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号））

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第49号 町長専決処分について（平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第49号、平成27年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決補正予算は、先月、8月23日に開催されました第26回出雲崎おけさ全国大会の実行委員会補助金におきまして、当初で未計上だったゲスト分の補助金を急遽追加計上するために、7月23日に専決処分いたしました。歳出7款商工費に補助金分を追加し、歳入に財源調整として繰越金を計上いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額59万4,000円を追加し、専決後の予算総額を34億8,830万円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 町長の説明のとおりでございます。

8月23日、既に出雲崎おけさ全国大会開催されております。そのゲスト出演料分に係る実行委員会への補助金、当初予算においてゲスト出演分について未計上だったというふうなことで、急遽7月23日の専決処分とさせていただきます。出雲崎おけさ全国大会開催費補助金というふうな形で実行委員会への補助金の追加でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

◎議案第50号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第8、議案第50号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号につきましてご説明を申し上げます。

町行政財産使用料徴収条例につきましては、主に行政財産において、その使用目的を妨げない限度において目的外使用を可能とする条例であります。その趣旨の第1条、地方自治法からの引用する条項がずれたことにより、このたび一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

町行政財産使用料徴収条例につきましては、地方自治法の238条の4第4項、これは従前のものがございます。今回7項へ繰り下がっております。この条文で町長の説明のとおり目的を妨げない程度に目的外使用させることができるというふうなうたっております。また、225条で使用料を徴収することができるというふうなことで、地方自治法の根拠を法令として持たせているというふうな部分でございます。今回238条の4の第4項が7項に繰り下がったというふうなことで、根拠条例の改正というふうなことでよろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第50号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第51号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第51号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法またはマイナンバー法が本年10月に施行されることに伴いまして、個人番号をその内容に含む個人情報の保護を図るため改正を行うものであります。

間もなくとなりますが、来月、10月から国民一人一人に対して12桁の個人番号が通知されることとなります。社会保障、税、災害対策の各分野で横断的な情報の活用を可能とする制度となります。また、反面、個人番号は強力な個人識別機能を持っておりますことから、他の個人情報と比べ高い保護性が必要とされ、番号法は現行の個人情報保護に係る一般法よりもさらに厳格な個人情報保護措置が講じられています。地方自治体におきましてもこの趣旨を踏まえ、現行の個人情報と個人番

号を含む特定個人情報との整理により、適正な取り扱いが確保されるための措置を講じる必要があり、そのために所要の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足をさせていただきます。個人情報保護条例の一部改正につきましては、議会資料で用意してございます。また、議案両方ご覧いただきながらお願いしたいと思っております。

マイナンバー法、正しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と、縮めて番号法というふうなことになります。また、よく言われます個人番号については、これはランダムな12桁の個人番号になります。予定では来月、10月5日から順次個人番号が記載された通知カード、これが簡易書留で市町村、実際は地方公共団体情報システム機構から郵送されることになりますが、当然出雲崎町の名前で郵送されることになりますが、町内全住民に送られることになります。

これは、紙製のいわば仮カードというふうなことになります。現在の住基カードをお持ちの方は、そのかわりとして身分証明書として利用できる、これはプラスチック製で顔写真やICチップがついた個人番号カード、それが本来の役割を果たすというふうなことになります。10月からの通知カードに同封された書類に顔写真を張りまして送り返すことで、来年1月以降、町からの通知が届きます。所定の確認で身分証明書としてかわる部分ですか、個人番号カードを受け取ることができるというふうなことになります。また、今回の個人番号カード、この発行は無料というふうなことでございます。

このような形で動き出すこととなりますが、今回の個人情報保護条例につきましては、マイナンバー制度を想定して当初は制定されているものではございません。また、マイナンバーの番号制度につきまして、制度の個人番号は、先ほど町長の説明のとおり、強力な個人の識別能力を持っております。唯一の番号というふうなことになりますので、個人番号を内容に含む個人情報、これ今までの個人情報の部分に番号がつくというふうな部分でございますが、いわゆる特定個人情報ということになります。これの保護のために新たに条例を整理する必要があるというふうなことで、今回お願いしているものでございます。

来年1月から、個人番号の利用につきましては、特に税関係から利用が開始されます。番号制度導入に伴いまして、きめ細やかな社会保障給付や行政手続の簡素化、負担軽減が実現できるというふうなことで、これらの業務の実施過程において多くの特定個人情報が利活用されるというふうなことでございます。一方、個人番号が不正に取り扱われるというふうなこと、そういうふうな特に心配が出ている部分でございます。番号法では特定の個人情報を取り扱う者は、これまで以上に厳

格な情報管理を措置を講じなければならないというふうなことで、10月からの仮カード配付になりますが、この条例におきましてはそれまでに一部改正をお願いする必要があるというふうなことで今回お願いしてございます。

細かい内容では、番号法第31条で地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱い開示、訂正、利用の停止、これを実施するため、必要な措置を講じなければいけないと。また、番号法で新たに定義された特定個人情報、あと情報提供記録、これ個人情報が使われた状況というふうなものを確認が将来できることとなりますが、その用語を、これ本来の個人情報条例では入っておりませんので、今回条例できちんと定義しなきゃいけないというふうなことでございます。特定個人情報については、表現自体が個人情報保護条例については特定個人情報という表現自体も入ってございませんので、今回定義をさせていただくというふうなことと、情報提供等記録、これはどの機関で特定個人情報の項目がやりとりされたかというふうなものを記録したものですけど、これも定義されておりませんので、今回定義するというふうなことでございます。

そのほか目的外利用の禁止、9条の2関係でまず最初に規定されていますけど、今回国のほうで利用できるというふうな部分は、生命、身体、財産の保護に係るやむを得ない場合以外は使用できないというふうなことになってございます。また、利用できるものというふうなことで、番号法19条に該当するもので、大きくは主に確定申告などの税金面、年金などの社会保障、さらに災害関連に限るというふうなことになっております。また、番号法による開示、訂正は本人参加の権利等の保障が重要というふうなことで、本人、また法定代理人のほか、任意代理人が可能というふうなこと。あと、15条では利用停止の請求です。

このような内容で、マイナンバー、番号法の実質的な動き出しというふうなことで条例整備が必要というものでございますが、今回の一部改正につきましては、国のほうが予定しているマイナンバーの利用に係る部分の一部改正というふうなことで、町独自の制度に結びつくものはまだ今回はこの改正等へはのっかっていないというふうなことでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） これ国の法律に基づいて各自治体も対応していくことになるわけですが、今このたび電磁的に管理をしていくものに対して、俗に言うサイバー攻撃のようなもの、もしくは旧社保庁ですか、情報の漏えい、ああいったものが多々ありますが、いわゆるカードによって管理をしていくことで、多くの情報がこれからどんどん加算されていくのだらうと思います。スタート時点ではまだ扱えるものというのは税金を初めということでありましようけれども。

今全国でいろいろと問題になるのではないかと懸念をされていることの中に、地方自治体において専門性の高い職員がいないということで、情報を盗み取るようなものがあつたときに気づくのが

遅くなるのではないか、それによって個人の多くの、例えばいろんな情報が漏えいをしてしまう可能性というものが指摘をされているわけでありますが、当町といたしまして、これ10月からということをございましょうけれども、そういった部分についての懸念もしくは対策、今後におけるものだと思いますが、どのようなことをお考えであるか、その点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） まず、ハード的な面につきましては、今回の補正予算でお願いしてございますが、外部からの侵入する、ファイアウォールという形でセキュリティーの強化をというふうなことでございます。そのほか実際専門的な職員についてと、資格を持って云々というふうな部分より、実務的な部分を私どものほうは買っているというふうな部分でございます。正直本町で職員の中では一番たけている職員を今現在対応させているというふうなことで思っておりますが、ただ電算会社2社が、実はハード機器の部分とマイナンバー関係での2社が入っておりますけれども、そこの連携によりまして、今以上のセキュリティーの部分で職員の研修を含めて対応させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 人に知られたくない情報なんかも当然あるかと思えますし、紙によるものと、役場に来て閲覧をする、見せてくださいというようなことでなければ見れないわけですが、回線を通して侵入し、個人の情報を盗み取るというような時代でありますから、今ほど総務課長答弁のとおり、セキュリティーに対しては万全を期していただくということを強く希望いたしておきます。

以上です。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） マイナンバー制というということで、情報管理ということは非常に大切なんですけども、現実には出雲崎町中小企業が、小企業多くあります。そういうところに、現実には給与の支払い、そういうものからこのマイナンバーを使ってやるということで、零細企業はそれの管理に非常に苦慮しているというのが今の現状です。これに対して行政の考え方がもしありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 実際今回の条例の部分につきましては、これ対町が扱う部分での改正というふうなことをお願いしてございますが、今議員さんのご質問の内容について、私どもで答弁できる部分とできない部分がありますけど、やはりマイナンバーを身近で取り扱う行政機関として町内はやはりセキュリティー部分でリードしていかなくちゃいけないと、そういうふうな立場で接していかなくちゃいけないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） この問題は、また委員会でも質問させていただきます。行政の考え方としてしっかりセキュリティーの問題をできるように、ひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎信義） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第51号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第52号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第52号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が本年10月に施行されることに伴いまして、関連する業務に係る手数料の追加等を行うものであります。

追加する手数料は、10月以降に全住民に対し送付されるマイナンバーの通知カードに関する再交付手数料の額と、来年1月から交付を開始する個人番号カードに関する再交付手数料の額を規定するものであります。また、これまで規定していました住民基本台帳カードの交付手数料は、このマイナンバー法の施行により不要となりますので、今回削除するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料19ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第1条による改正でございますけれども、ここにある別表の住民基本台帳カード交付手数料の項目の次に、マイナンバーの通知カード再交付手数料として、1件につき500円の項目を追加するものでございます。この改正については、本年10月5日から施行するものでございます。

2点目、次に第2条による改正につきまして、来年1月1日から施行するものでございますけれ

ども、マイナンバーの個人番号カードの交付が始まることから、ここにある別表の住民基本台帳カード交付手数料の項目を削除しまして、今ほどの通知カード再交付手数料の項目の次に個人番号カード再交付手数料として1件800円の項目を追加するものでございます。

なお、それぞれ再交付手数料の額につきましては、国が基準として示した額と同額でございます。以上、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第52号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第53号 出雲崎町単農業農村整備事業分担金徴収条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第11、議案第53号 出雲崎町単農業農村整備事業分担金徴収条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの農業農村整備事業分担金徴収条例の制定につきましては、今回実施を予定しております神条地区の農業農村整備事業に係る事業経費の一部に充てるため、受益者より分担金を徴収するため、地方自治法第224条及び第228条第1項の規定に基づき、新たに条例制定をお願いするものがあります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） ただいまの農業農村整備事業の分担金につきましては町長が述べたとおりでございますが、神条地内で配水路整備がございまして、そこに伴います今回につきましては土地改良法に伴わない分担金徴収となりますもので、今回新たに条例を制定させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第53号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第54号 町道の路線変更について

○議長（山崎信義） 日程第12、議案第54号 町道の路線変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第54号につきましてご説明を申し上げます。このたびの路線変更は、3路線とも終点の位置を変更するものでございます。

まず、町道中田線は、終点がエコパークいずもぎきの入り口を通り過ぎて第3期整備計画の事業用地内に入り込んでおり、町道としての利用がなくなっていますことから、終点の位置を現在のエコパークの入り口に変更するものであります。

次に、町道小木相田線は、小木ノ城に向かっていきますと、旧相田分校の手前が終点となっておりますので、その先は林道常楽寺線を140メートル通って旧相田分校の上の町道小木ノ城線に接続しております。この林道の140メートル区間は、勾配が急なコンクリート舗装になっていますが、今後の道路管理においては町道とすることが望ましいことから、終点の位置を変更するものであります。

3路線目は、船橋地内の町道縄手線は、JR越後線の船橋踏切が本年3月に廃止されたことから、終点をJR線路の手前側に変更するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足とはは特別ございませんけれども、資料の4ページから6ページに図面がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第54号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第55号 平成26年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（山崎信義） 日程第13、議案第55号 平成26年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第56号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第57号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第58号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第59号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第60号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第61号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第62号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第63号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第55号から議案第63号の平成26年度各会計の決算認定につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第55号の一般会計決算からご説明を申し上げますが、金額の単位につきましては便宜上、以下特別会計も含めまして、決算額関係は1,000円単位で説明させていただきます。

平成26年度の一般会計予算額は、当初予算33億2,300万円、平成25年度からの繰越分が1億8,005万5,000円、途中8回の予算補正で1億9,565万4,000円を追加し、最終予算規模は36億9,870万9,000円となりました。決算を見た場合、歳入総額が35億3,792万8,000円、歳出総額が34億632万4,000円、歳入歳出差引額は1億3,160万4,000円となりました。この中には平成26年度へ繰り越す財源といたしまして4,037万4,000円が含まれており、実質収支額は9,123万円の黒字となり、これを平成27年度

に繰り越すことといたしました。

歳入決算額は前年度に比べ1億3,022万4,000円、3.6%の減となりましたが、これは地方交付税普通分の減、災害復旧事業の終了による国庫支出金の減、事業完了による町債の減などに起因したものととなっております。

歳入の重立ったものは、多い順から地方交付税が15億4,744万円でトップであり、歳入総額に占める割合は43.7%となっております。次いで、町税の4億2,240万8,000円、11.9%、国庫支出金の3億2,679万4,000円、9.2%、町債の2億9,582万8,000円、8.4%の順であります。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税等の自主財源は9億4,301万7,000円、歳入全体の26.7%、地方交付税、国庫支出金等の依存財源は25億9,491万1,000円で、73.3%と高い割合を占めております。

次に、歳出決算額は前年度に比べまして1億3,940万8,000円、3.9%の減となりまして、商工費、教育費の普通建設事業費の増加はあったものの、総務費財政調整基金への積み立ての減、消防費防災行政無線整備事業、災害復旧事業の完了による減、公債費の減によるものであります。

歳出の重立ったものは、民生費が7億9,915万5,000円、歳出全体に占める割合は23.4%でトップとなっており、前年度比4.1%の増となりました。臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、子ども・子育て支援事業関係の事業実施などによるものとなっております。

次が土木費で、6億1,217万円、前年度比1.0%の微増となっております。次が公債費で、3億8,161万円、前年度比15.5%の減となりました。

次に、歳出決算を性質別で見た場合におきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は12億9,233万9,000円で、全体の37.9%、3分の1を超えており、前年度比は2.6%の減となりました。投資的経費では、普通建設事業費が6億6,154万1,000円で、防災行政無線デジタル化の事業が完了したものの、天領の里の観光用公衆便所、駅前の地域振興拠点施設、町営集合住宅建設工事などの大型事業の実施によりまして、前年度比3.6%の増となりました。

次に、町債の平成26年度末現在高は36億6,781万9,000円でありまして、過疎対策事業債と臨時財政対策債の残高が多くなっており、前年度に比べまして臨時地方道整備事業債の償還完了によりまして一時的に減少しているものの、防災行政無線、消防分遣所建設事業などの実施によりまして、今後は増加傾向にあると見込んでおります。

財政健全化法に基づきます財政健全化指標といたしまして5つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業における資金不足比率が財政健全化のバロメーターとして用いられまして、公表が義務づけられていますが、一般会計、特別会計とも関係する5指標は、本町には特に問題ない数値となっております。

今後も大きな歳入割合を占めております地方交付税の動向を見据えながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で、政策的重点課題に積極的に取り組み、弾力的な財政運営を図っていきたいと

考えております。そのためには、今後とも基金を有効活用しながら、重点的、効率的配分に留意しながら経常的経費の抑制や行政コストの低減を図るよう一層の努力をしまいたいと考えております。

また、26年度末には地方版総合戦略の先行き分としまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設をされまして、27年度への繰越事業が大部分となっておりますが、地方に好循環を生み出す人口対策基本とした施策のために本町が培ってまいりました過疎対策を基本に、さらに肉づけをした施策を展開することによりまして、実効ある安定した行政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第56号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成26年度末における被保険者数は707世帯、1,170人で、前年度より33世帯、62人減少しております。

歳入では、国保税の収納総額は1億217万3,000円、現年度分の収納率は98.7%となりまして、前年度より0.5ポイント向上しております。その他の歳入は、前期高齢者交付金、国庫支出金、共同事業交付金などの順となっております。

一方、歳出では、保険給付費が3億7,223万7,000円、前年度より約109万円、0.3%上昇しました。また、共同事業拠出金、後期高齢者支援金などを支出しています。

これらによりまして、平成26年度本会計の決算額は歳入総額6億3,307万4,000円、歳出総額は5億9,147万9,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,159万5,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第57号の介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成26年度末における第1号被保険者数は1,801人、前年度とほぼ同数となっており、そのうち要介護、要支援認定者数は373人で、認定者数の割合は20.7%と高い水準となっております。

歳入では、介護保険料が1億2,282万7,000円、収納率は99.7%となりまして、前年度より0.1ポイント減少しました。その他の歳入は、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金などの順となっております。

一方、主な歳出では、保険給付費が6億2,475万円で、前年度より3,100万円、4.8%の減となりました。居宅介護、施設介護及び地域密着型介護の全てのサービス給付費で減少しています。

これらによりまして、平成26年度本会計の決算額は歳入総額は7億3,943万7,000円、歳出総額は6億9,277万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,666万3,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第58号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成26年度末の被保険者数は1,144人、前年度より41人減少しています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の3,651万9,000円で、収納率は100%となっております。その他、他会計からの繰入金などがあります。一方主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。

これらによりまして、平成26年度本会計の決算額は歳入総額5,663万1,000円、歳出総額は5,644万

2,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも18万9,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第59号、簡易水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成26年度は、大釜谷地内の浄水場建設を行い、本年4月に給水を開始いたしました。また、老朽化いたしました配水管の更新工事によりまして漏水事故の軽減を図り、安定した上水の供給に努めてまいりました。これらによりまして、平成26年度の決算額は歳入総額は3億953万8,000円、歳出総額は2億9,829万3,000円、歳入歳出差引額1,124万5,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第60号の特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成26年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。これによる本会計の決算額は、歳入総額は1,806万7,000円、歳出総額は1,719万6,000円、歳入歳出差引額は87万1,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第61号の農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。農業集落排水の出雲崎地区処理施設は供用開始から20年が経過し、設備の老朽化が進んでおります。平成25年度からの3カ年で機器の更新など、施設の機能強化工事を実施しております。平成26年度は、曝気攪拌装置など4台の更新を行いました。あわせて3処理区の維持管理を行っておりますが、これらによりまして、平成26年度本会計の決算額は歳入総額は1億3,943万円、歳出総額は1億3,405万円、歳入歳出差引額は538万円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第62号、の下水道事業会計につきましてご説明を申し上げます。下水等特会は平成26年度から平成30年度までの5カ年計画で久田浄化センターの機械、電気設備の長寿命化にかかわる更新を開始いたしました。このほか、例年と同様に施設の維持管理や起債の償還などを行いました。また、下水道、農業集落排水など、町全体の汚水処理水洗化率は本年3月末時点で94.2%になり、前年から0.2%アップとなっております。

これらによりまして、平成26年度本会計の決算額は歳入総額は1億8,272万2,000円、歳出総額は1億7,613万2,000円、歳入歳出差引額659万円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

終わりに、議案第63号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。宅造会計では、手まり団地で1区画の分譲を行ってまいりましたが、平成26年度は購入者がありませんでした。引き続き平成27年度会計で分譲を行ってまいりましたが、先月売約契約を締結しております。また国の地

方創生先行型交付金事業として、町の定住施策を推進するための住宅団地造成事業等推進計画策定業務委託を3月補正で計上し、全額を平成27年度に繰り越して実施しております。

これらによりまして、平成26年度本会計の決算額は歳入総額676万8,000円、歳出総額54万円、歳入歳出差引額は622万8,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は580万円であり、これによる実質収支額は42万8,000円の黒字となりました。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきまして、その概要を説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧をいただきまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、石川豊さん。

○代表監査委員（石川 豊） 皆さん、ご苦労さまです。代表監査委員の石川豊でございます。

平成26年度出雲崎町決算審査意見をお手元の審査意見書に基づきご説明申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。

まず、1ページをお開きください。本文に入る前に左ページ下の括弧注釈を若干ご説明いたします。1の文中及び表中に用いた金額は、原則として云々と記載されてはおりますが、財政係が平成26年度の決算統計を既に県に報告済みでありますので、審査意見書の数字の中には決算書に記載されている数字を採用しているケースがありますので、ご了解ください。2につきましては記載のとおりであります。

それでは、改めて1ページをご覧ください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。平成26年度出雲崎町一般会計決算、平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計決算、平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計決算、平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

以上、一般会計決算を含む9会計決算であります。

2、審査の期間。平成27年8月5日から平成27年8月31日まででございます。

3、審査の方法。審査に付されました歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しては関係職員から説明を聴取するとともに、当年度平成26年度の定期監査並び

に例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付されました一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等に係る事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められます。

一般会計の決算規模は、道路新設改良舗装工事等による防災・安全交付金事業の縮小等により、前年度に比べ3.9%の減少となっています。また、実質単年度収支は1億5,900万円ほどのマイナスとなっていますが、これは町営集合住宅建設事業等のために財政調整基金から1億6,800万円を取り崩したことによるものであります。いずれにしましても財政調整基金残高は21億400万円となっておりまして、国、地方を取り巻く厳しい経済、財政状況の中にあつて、堅実、着実な財政運営が行われています。

経常収支比率は90.6%で、前年度より3.6ポイント増加しましたが、その主な要因は普通交付税及び臨時財政対策債の大幅な減少によるものであります。いわゆる分母が小さくなったため、比率としてはね上がったということであります。

2ページをご覧ください。なお、実質公債費比率については8.6%、前年度に比べ0.6ポイントの減少となっていますが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べます。

特別会計については、全ての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にありますが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べることにいたします。

その指標の項目ですが、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、平成20年度の決算から実質赤字比率など5つの指標について審査を行っています。平成26年度決算に係る各指標についても以下のとおり審査を行いました。

まずは、財政健全化指標であります。

なお、財政健全化指標並びに次の経営健全化指標の表示で、黒字の場合、比率はマイナス表示されることから、恐縮ですが、括弧書きの文言の読み上げを割愛させていただきますようお願い申し上げます。

それでは、ご説明いたします。①、実質赤字比率は黒字となっています。参考数値はマイナス4.38%です。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲、以下国の基準範囲と申し上げますが、11.25%から15%であります。

②、連結実質赤字比率は黒字となっています。参考数値はマイナス9.96%です。赤字である場合の国の基準範囲は16.25%から20%であります。

③、実質公債費比率は前年度より0.6ポイント減少し、8.6%となっています。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっています。

④、将来負担比率はマイナス56.1%で、将来の負担はありません。国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっています。

次に、経営健全化指標であります。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっています。参考数値を申し上げます。簡易水道事業特別会計マイナス10.7%、特定地域生活排水処理事業特別会計マイナス13.0%、農業集落排水事業特別会計マイナス15.8%、下水道事業特別会計マイナス12.4%、住宅用地造成事業特別会計マイナス0%となっています。赤字である場合の国の基準範囲は20%であります。

以上、当町における5つの指標については、いずれも黒字もしくは早期健全化策定基準の国の基準範囲の数値を大きく下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特に指摘すべき事項はありません。

なお、各比率の算出方法など詳細については11ページから14ページに掲載してありますので、後ほどご覧になってください。

3ページでございます。平成16年と平成19年に発生しました地震等の風評被害や景気の低迷により落ち込んだ観光入り込み客数も、震災復興祈願イベントなどの実施により災害前の入り込み客数を上回っていますが、ここ数年はほぼ横ばいの状況であります。今後も、町を挙げての集客に向けた企画の充実を図られるよう望むものであります。

次に、交付金についてですが、平成26年度は地域経済活性化、雇用創出臨時交付金などの県補助金は増加したものの、防災・安全交付金などの国庫補助金が減少しております。町の財政を取り巻く環境は引き続き極めて厳しい状況であり、今後とも真に必要な事業への積極的な財源配分を行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものであります。

なお、審査の概要は次に述べるとおりであります。4ページ以降69ページまでであります。

引き続きまして、70ページをお開きください。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。

(1)、平成26年度出雲崎町街なみ環境開発基金。

(2)、平成26年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成27年8月5日から平成27年8月31日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査いたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されたものと認められます。

審査の概要は、次に述べるとおりであります。71ページと72ページに運用状況が掲載をされております。

また、平成26年度決算審査の結びとしまして73ページから75ページに記載されておりますので、後ほどご覧になってください。

終わりに、2点ほど申し上げたいと思います。1点目は、ご承知のように新潟市の話であります
が、権限者である課長が不在のとき、課長の印鑑を不正に使用して残業手当水増しをした件や、同
じく新潟市の職員が補助金請求の手続を怠った件、また十日町市の休日出勤の未払い手当の件など、
相変わらず事務処理上の不正あるいは不適切な処理が散見されますが、不正などの未然防止の取り
組みを厳に望むものであります。

もう一点につきましては、これは全国的な傾向ではありますが、当町においても少子高齢化等
による人口減少に伴い、空き家、空き地が増加しております。特に海岸地区ではそのスピードが加速
し、街並としての景観が瀕死の状態と言っても過言ではありません。これまでも各種対策を講じて
きておりますし、27年度も部署の新設により対策の強化を図ると聞き及んでおりますが、町政の重
要課題の一つと位置づけて、さらなる取り組みの推進をご期待を申し上げまして、平成26年度出雲
崎町決算審査意見の説明を終了いたします。どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第63号まで議案9件につきましては、委員会
条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審
査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号から議案第63号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する
決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7
条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第55号から議案第63号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩します。

(午前10時32分)

○議長（山崎信義） それでは、会議を再開します。

（午前10時45分）

◎議案第64号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について

議案第65号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（山崎信義） 日程第22、議案第64号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について、日程第23、議案第65号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第64号、一般会計補正予算、議案第65号、介護特別会計補正予算につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第64号、一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。まず、主な歳出の補正内容といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費で、公共施設固定資産台帳整備業務委託料を計上いたしました。2項の徴税费では、株式配当関係の還付金を追加計上いたしました。

3款の民生費、4款衛生費では、各項目に過年度の精算に伴う国県補助金の返還金を計上いたしました。

3款1項社会福祉費、11目臨時福祉給付金事業費では、給付金の追加を計上いたしました。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、児童クラブ指導員の支援として、放課後児童保育コーディネーターの支援報償費を計上いたしました。

6款の農林水産業費、1項農業費、5目農地費では、県単事業での神条地区の排水路修繕工事費を計上いたしました。

7款の商工費、1項商工費、2目商工業振興費では、糸魚川市でのグルメグランプリへの参加に係る商工会への補助金を追加計上いたしました。4目の天領の里管理費では、屋外埋設電線の建物、機器等との接続部分での漏電が確認できたため、当初で計上した埋設電線改修工事費は全額を減額いたしました。

8款の土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費では、町内の小規模な道路修繕料を追加計上いたしました。また、工事請負費では、除雪車格納庫の町道との新たな乗り入れ工事費、重量物に対する地盤対策工事費を追加計上いたしました。交通安全施設関係は、視線誘導標の設置を追加計上いたしました。4目橋りょう維持費では、交付金事業として橋りょう点検業務委託分の減額分

を本体の修繕工事に組み替え計上いたしました。5目排水路費においては、継続実施の排水路工事費を計上いたしました。

5項4目住宅建設費では、川西地内での集合住宅建設に関連する工事監理業務委託料、本体工事費を計上いたしました。

9款の消防費、3目消防施設費では、ホース格納箱の追加購入費を計上いたしました。

10款の教育費、1項の教育総務費、3目教育振興費では、知能検査キットの購入費を計上いたしました。また、町外の幼稚園に就園する園児に対しまして、国制度に沿った就園奨励費を新たに計上いたしました。

2項の小学校費では、どんちょう、暗幕の購入費を計上いたしました。

3項の中学校費では、学校全体の外壁の落下防止に対応するため、設計業務委託料を計上いたしました。

4項の社会教育費、6目良寛記念館管理費では、国登録有形文化財の申請に係る申請書類作成委託料を計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源としまして、分担金、国県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を計上いたしました。

これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億5,333万5,000円を追加し、予算総額を36億4,163万5,000円とするものであります。

次に、議案第65号、介護会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、前年度の精算に基づくもので、歳出予算で4款基金積立金に1,651万2,000円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7款の諸支出金に国県支出金等返還金、一般会計繰出金として3,014万8,000円を計上しております。一方、歳入予算では、8款の繰越金に前年度繰越金を全額計上し、これらの財源としております。

これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ4,666万円を追加し、予算総額を7億5,130万円とするものであります。

○議長（山崎信義） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第64号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計から補足説明をお願いいたします。

歳出、事項別189ページからお願いをいたします。議会費につきましては記載のとおりでございます。

続いて、総務費についてでございます。財産管理費の中で公共施設固定資産台帳整備業務委託料というふうなことで、現在の公共施設、土地関係、建物関係については、償却関係の評価自体をしておりません。自治体についてはしていないというのがほとんどかと思えます。ただ、28年度決算、

29年の公表になりますが、28年度決算から複式簿記を正式導入するというふうなことと、公会計の部分で財務省関係、今以上に正確な実際の資産評価をするというふうな形での、これはいろいろなやり方が全国ありますが、これ全部全国統一しての公表というふうな形になります。それに向けて、現在の公共施設の固定資産の台帳について、これ整備する必要が出てきているというふうなことで、それに向けての準備というふうなことでございます。財源的にも国のほうがはっきりしまして、特別交付税で2分の1参入というふうなことで決まっておりますので、今回計上させていただきますというふうなことでございます。

企画費につきましてはマイナンバー関係でございます。中間の専用サーバーとの接続、これは町が持つというふうなことでございますし、セキュリティ対策の強化というふうなことで、ファイアウォール装置というものを設置するというふうなことでございます。

続きまして、190ページをお願いいたします。防犯対策関係は、講演会行いましたけど、その残部分を啓発用のパンフに振りかえというふうなことで、事業費自体は県の基金事業として内示を受けている部分での動きの中のものでございます。徴税費の還付金につきましては町長の説明のとおりでございます。

続いて、191ページ、戸籍住民基本台帳費の14節の部分で、本人確認書類裏書印字システム借上料、これにつきましては1月からの個人番号カード、これ配付になりますが、実は免許証の裏書きと思ってもらえば結構かと思えます。住所がかわったような場合、機械を通して裏書きを印字するというふうな部分の借上げというふうなことでございます。

続きまして、192ページをお願いいたします。民生費関係は、前年度の精算に伴う国県支出金の返還金等を計上してございます。192ページ、11目の臨時福祉給付金につきましては町長の説明のとおりでございますが、当初1,060人見込んでおりましたが、62人ぐらいプラスになるというふうなことで、1,122人を見込みまして、今回追加計上というふうなことでございます。

続いて、193ページ、児童福祉費の児童福祉総務費、放課後児童保育コーディネーター報償というふうな部分でございます。児童クラブ指導員に対する相談支援というふうなことで、専門の方をコーディネーターとしてお願いするという、その辺の部分の謝礼謝金でございます。30回分ぐらいを見込んであるというふうなものでございます。

続いて、以下は4款についても返還金の部分でございますので、194ページ、農林水産業費のほうをお願いいたします。農地費の神条地区の排水路整備工事でございます。これ13款で整備したものでございますけど、排水路が涌き水によりまして実際農道ののりが崩れてきているというふうな部分、破損しているというふうな部分で、排水路機能が著しく損なわれているような部分でございます。これにつきましては分担金徴収条例でもお願いしてございますが、県が40%、分担金で30%、町が30パーセントというふうなことで今回お願いするものでございます。

続いて、商工費についてでございます。町長の説明のとおり、商工会への補助金の追加、これ10月

3日、4日で第5回の糸魚川市での国際ご当地グルメグランプリ、出店されるというふうな、その支援の追加でございます。延べ11人ぐらいの方がご從事いただくというふうなもので、追加計上させていただきました。観光費の財源更正につきましては歳入で説明申し上げますが、住友不動産から寄附いただいたものを財源更正してございます。

天領の里管理費につきましてでございます。これ物産館南側というか、時代館側の比較的小さな自動ドアの出入り口の工事の追加でございます。ちょっと段差がありますので、段差解消と電気工事の部分の追加というふうなことで、今回追加をさせていただきます。あと、イベント広場の埋設電線改修工事、これにつきましては当初埋設部分でふぐあいがあるのかなというふうなことでございましたが、実は電灯等の接続の部分でのふぐあいというふうなことで、工事的には必要ないというふうなことで今回全額減額というふうなことでお願いいたします。

続いて、8款土木費、196ページをお願いいたします。2項の道路橋りょう費についてでございます。道路修繕料で300万円ほど上げてございますが、これ町道4カ所の修理、修繕というふうなことで、動きやすい部分での計上でございます。それと、15節の工事請負費についてでございます。除雪車の格納庫建設工事というふうなことで、当初1,000万ぐらい持っておりましたら、実際動き始めて解体も終わってございますが、ループになるように新たな乗り入れ口をつくるというふうなことで、その辺の部分の工事、町道への乗り入れ1カ所、それと車庫としての建築確認となります。実は内装の不燃処理というふうな部分も発生しております。その辺の部分の増嵩分、あと基礎調査によりますと、地盤対策というふうな部分が若干出てきておりますので、その辺の部分で追加をさせていただきたいということでございます。交通安全施設関係のことににつきましては、デリネータポールの入れかえというふうなことで今回計上してございます。

それと、橋りょう維持費関係でございます。委託料の減額を工事費のほうの組みかえでございます。実際委託のほうを発注いたしまして、これ交付金事業全体のほうで賄っておりますということで、維持修繕工事のほうに組みかえというふうなことでお願いいたしたいと思っております。米田の西川田橋というところの工事ということでございます。

続いて、197ページの工事請負費、排水路でございます。これことして2年目になりますが、大寺地区の排水路の改修をしております。もう一年で一区切りというふうなことで、一応3年計画の2年目というふうなことで、財源対応ができたということで今回計上させていただきました。

5項の住宅費についてでございます。住宅管理費につきましては、施設修繕料、これひまわりハウスのエレベーター前のちょっと冬の吹き込み対策というふうなことで、ポリカーボネートの平板をちょっと設置するというふうなことで、吹き込み対策というふうなことで今回計上させていただきました。

それと、集合住宅のほうになりますが、委託料、これ工事発注における管理業務でございます。川西の集合住宅の管理業務ということで、県の建設技術センターのほうに管理業務を予定してござ

います。

それと、15節につきまして、町営集合住宅の工事でございます。第2弾となりますけど、これ平面図、立面図等を既にお示ししてございますが、平家2棟の8世帯用のものというふうなことで今回工事費を計上させていただきました。財源につきましては、財政調整基金を取り崩しているというふうな状況でございます。

198ページ、お願いいたします。備品購入費でございます。消防団用の旗用三脚、実は風でちょっと倒れたときがございまして、実際ちょっと傷んでおりますので、今年度の次の行事のために準備をさせて、ちょっと大きいもので、風対応のものを用意させていただくというふうなことで今回計上させていただきました。

ホース格納箱についてでございます。これも当初で7基ぐらい予定していたんですが、全町のものが大分傷んできておるといふふうなことで、追加で5個、さらに予備を2個というふうなことで、今回また追加計上をお願いいたしました。

それと、防災用の無線についてでございます。7局ございますが、総務が2、産業観光が2、建設が3というふうなことで、実はこれ免許の部分の手数料でございます。当初でちょっと漏れていたものを今回上げさせていただきました。ただ、この無線につきましては、停電時でも対応できるというふうなことで、現在も非常用というふうな部分も含めまして使用して所有しているというふうな部分で、これアナログ無線のものでございます。

続いて、199ページ、教育費についてでございます。備品購入費の知能検査機材についてでございます。町長の説明のとおりでございます。実は、WISC-IVというのだそうですが、今まで柏崎の特別支援学校、はまなすから使える方、先生とともに実は借りていたというふうな状況だったと聞いております。対応できる先生が本年から配置になったというふうなことで、10月の入学時健診からですか、本町のものとして対応する先生というふうなことで利用できるような形で今回用意したいということで計上させていただきました。

続いて、扶助費の幼稚園就園奨励費でございます。これは本町初めてのケースで、たまたまのものなのですが、幼稚園の就園支援でございます。母親が柏崎の私立幼稚園にお勤めになっているというふうな状況で、国の制度として幼稚園就園奨励費補助という制度がございます。本人への補助単価、国の3分の1国庫補助がございますので、この制度に乗れますので、今回計上させていただいたというふうなことで、これ要綱も必要になりますが、どちらかという稀なケースということでございますが、今回お一人該当ということで計上させていただいております。

続いて、小学校費でございます。学校管理費の公有財産の関係、これにつきましては町長の説明のとおりでございますが、小学校体育館の照明落下防止工事、現在行っております。その足場を利用してのどんちょうの設置、暗幕の設置というふうなことで、今回お願いしたいというふうなことでございます。

続いて、中学校費でございます。学校管理費の体育館・校舎棟の外壁工事の設計業務委託料でございます。中学校の全体につきまして、外壁はモルタル吹きつけの外壁となっております。全協でも教育課長のほうから説明ございましたが、ひび割れなり剥離がやはり進んできている部分があるというふうなことで、特に体育館のほうやはりひび割れの部分が出てきているというふうなことで、現在国庫補助を申請してございますが、全体的な部分で設計業務を計上させていただきました。

それと、教育費関係で、実は小学校費でも計上ございましたが、あわせてご説明させていただきます。小学校費、中学校費におきまして未来への扉を開くキャリア教育推進事業というようなことで、これ県単事業ということでございますが、これが実は採択になってございます。これで両方の2つの学校に計上してございます。生涯にわたりまして自らの可能性を高めるというふうなことで、能力向上と発揮ができて、自立して生きていく力を養うという、これ事業目的になってございます。小学校費では地域の職場体験、あと全員で学年で大きな書を書く、また読み聞かせの時間を持つというふうなこと、これに関係する工事の謝金なり啓発関係のものを計上してございます。中学校費では参観日の発表資料というふうなことで町内の施設訪問の作品の代替、資料作成などの関係するもの、またそういう活動を記録するためのカメラ、動画撮影のタブレットというふうなことで、カメラについては7台、撮影のタブレットについては5台というふうなことで今回教育備品というふうなことで追加をさせていただいてございます。

続いて、社会教育費についてでございます。良寛記念館関係については、町長の説明のとおり申請書類でございます。実は9月25日に文化庁の専門員による調査が予定されております。これを経ましてゴーというふうなことでなりますと、10月の本申請に向けて専門性の高い申請書が必要になるというふうなことで、このたび外注の予算をとというふうなことで計上させていただいたというふうなことでございます。

最後に、公債費につきましては、これ16年借り入れ分の臨時財政特例債、財源補てん債の利率見直しというふうなことで今回組み替えをしてございます。

では、戻っていただきまして、184ページ、歳入をお願いいたします。分担金関係につきましては、これは議案53号で条例等のことでお願いしてございます。国庫支出金につきましては、マイナンバー関係での補助金の当初の計上とちょっと目的が違うところに計上してございましたので、ちょっと計上科目を入れかえている部分もございます。それと、先ほどの幼稚園の就園関係で3分の1の国庫補助をここで計上してございます。

続いて、県支出金につきましては、県農業農村の神条地区の排水路整備の県費の40%補助の計上というふうなことで、教育費につきましては小中学校の未来への扉を開くキャリア教育事業の採択というふうなことで、これは2分の1の補助というふうなことで計上してございます。

186ページにつきましてお願いいたします。これは観光費寄附金ということで、住友不動産のほうから8月6日の日に入金いただいております。寄附をいただいて、大変ありがたいこととござい

す。実は、平成23年の新潟・福島豪雨のその後から5年連続ご寄附をいただいているというふうな現在になってございます。

繰入金につきましては、先ほど申しましたが、財源対応ということで、川西の町営集合住宅の関係での財源対応で繰り入れをさせてもらっております。

続いて、繰越金につきましても今回追加計上いたしました。残り予算計上できるのが4,000万ちょっとというふうなことでございます。諸収入につきましては精算によるものでございます。

188ページの町債につきまして、臨時財政対策債決定してございますので、今回財源対応ということで全額計上をさせていただきます。181ページ、第2表は臨時財政対策債の変更の部分でのものを載せてございます。

それと、202ページ、これは給与費明細書、職員の扶養手当、時間外手当追加分を計上いたしました。

203ページは地方債の調書ということで、臨時財政対策債の追加分での調書を計上してございます。

一般会計につきましては以上であります。

○議長（山崎信義） 次に、議案第65号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 続きまして、介護特会の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。補正予算書189ページになります。

このたび前年度の精算に伴いまして基金の積み立てをすることとなりました。1,651万2,000円を介護給付費準備基金に積み立てることによりまして、同基金の今年度末の残高見込みが4,180万3,000円という見込みになってございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これで提案理由の説明を終わります。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号、議案第65号の議案2件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、議案第65号の議案2件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第64号、議案第65号の議案2件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時10分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

◎決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会では、委員長に三輪正議員、副委員長に宮下孝幸議員が、予算審査特別委員会におきましては委員長に三輪正議員、副委員長に宮下孝幸議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（山崎信義） 日程第24、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には海野知現氏、内藤恒氏、内藤喜四郎氏、松浦範夫氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、第1順位、田口正男氏、第2順位、渡邊モト氏、第3順位、安達伸明氏、第4順位、小田野喜代氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま順位を付して議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時14分）

第 2 号

(9 月 1 6 日)

平成27年第7回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成27年9月16日（水曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄
建設課課長補佐	小崎一博
保健福祉課 課長補佐	矢川浩之

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 中野勝正議員

○議長（山崎信義） 最初に、2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 通告に従いまして、1、大門児童遊園の活用について、2、釜谷梅の木オーナーについて、2点町長に質問させていただきます。

1、大門児童遊園の活用について。現状は、大門児童遊園休止になっております。休止は数年前からなっているわけですが、そのとき私は児童遊園を再開してほしいと話をしたと思いますが、過去の答弁ですと、大門、駅前地区一体と考えながら、さらに農協跡地の絡みの中で考えるので、時間をいただきたいというような答弁だと記憶しております。年2回、保健福祉課の男性職員の皆様が草刈りをやってくれております。現状は今述べたとおりでございますが、この現状について町長はどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 大門児童遊園につきましては、もう私が申し上げるまでもなく、昭和60年に民有地を借り受けまして開設をして、63年にその一部をゲートボール場に用途変更をして利用してまいりました。児童遊園とゲートボール場を併設をしながら活用願ってまいったところでございますが、この間、つい先般、ご承知のように平成21年でございますが、12月、大門地内で地すべりが発生いたしまして、その復旧のために資材置き場として活用をさせていただきました。その施設の利用を休止したその後、平成22年、ゲートボール場を廃止して、現在に至っておるわけでありまして。

今中野議員のご指摘のように、この児童遊園についての再開、復活をご意見として承っておったところでございます。これにつきましては、次の質問の段階でお答えをさせていただきたいと思っておりますので。現状は、今休止状態ということになっておりますので、今後の活用については、また今第2段としてご質問いただきますので、その段階でお答えをしたいと思っております。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今の町長のお話ですと、活用方法についてという中でお話しするという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 率直に申し上げたいと思うわけではありますが、今中野議員さんからもかねがねのご要望もございましたし、私たちもその児童遊園の利用方法についての休止以後の復活をどうするのかと、総合的に諸般の事情を勘案をしながら協議を進めてまいったところでございますが、申し上げますと、あの児童遊園は大門の奥まったところがございますし、しかも現状といたしましては、お寺の境内の杉があるわけでございます。その杉の枝の落下等々の危険性も感じられますし、なおかつあの周辺の樹木は大変伸びてまいっておりまして、日陰なり湿地というような状況でございますので、子供たちの遊び場としては、遊園地としての復活はいかがなものかという結論に至っているわけでございます。

この児童遊園につきましても、非常に今子供、家庭を取り巻く環境も大きく変わってまいりまして、かつての我々の時代のように屋外でいろいろ遊ぶという状況は大きく変化してまいっておるわけでございますし、これらにつきましても町におきましても7カ所、8カ所あるんですか、遊園地あるわけでございますが、その活用状況を見ておりましても、非常に利用者は少ないという現状もでございます。そういう現状もでございますので、今後につきましては、重点的に、またいろいろな皆さんのご意見を承りながら、せっかく遊ぶ、いろいろ多目的にまたご利用いただけるような内容の充実を図りながら、重点的な箇所についての整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

本当に言いにくいことでございますが、率直に申し上げまして、あの児童遊園地につきましても、今後の活用については非常に厳しい状況にあらうかと思うわけでございますので、この際私たちがいたしましては、この土地につきましても所有者にお返しをして、所有者の皆さんから存分な活用も願いたいなというふうに考えておるところでございますし、またその辺等の今後の進め方につきましては、またご報告申し上げていきたいと思いますが、率直に申し上げます。結論から申し上げますと、あの児童遊園地は廃止をしたいという考えでおることを述べさせていただきたいと思いません。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 現状については今の町長述べたように、休止になっているが、地主さんのほうに返したいという気持ちがあるということで理解するわけですが、私は、じゃ2番に入りさせていただきます。

2番の中の児童遊園の活用方法についてでございます。これは、先ほど町長が言われたように、二十数年前になりますが、大門集落の若い家庭の皆様の熱意と町当局の話し合いの中で、大門なかよし会というのを作りまして、児童遊園を管理し、そういう経過があります。この会は、今解散してありません。現在は、児童も、できた当時に比べれば、町長も先ほど述べられたように、子供は少なくなってきましたが、農協跡地のところもひまわりハウスも完成しまして、9月末には、建設課長から聞きますと、12戸全部入居されまして、若い夫婦の方や小さいお子さんのいる夫婦の

方、それからまた大門のところに復興住宅が建っているわけですがけれども、復興住宅にも若い夫婦の皆さん、また子供さんがいられる夫婦がいられますし、最近私の家の米蔵に若い夫婦の子供さん連れて歩いて散策というんでしょうか、そういうふうなのも最近見られて、何かちょっとにぎやかになってきているかなと、子供の声聞き、朝とか夕方になると子供というか児童、小さい、小学校行かないみたいな子供さんの声が聞こえて、何となくにぎやかに感じるなということが見受けられますので、先ほど休止の中で地主さんに返すというようなお話も若干今聞いたわけですが、私は活用方法については、もうよく検討されていると思いますが、返すのではなく、何かの方法の中で皆さんが喜ぶような方法をとっていただきたいというふうに思っているわけですが、その活用方法について、町長はどのようにまた考えておられるかお聞きします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今中野議員さんのご指摘にもございましたように、ひまわりハウスにもお子さんが16人増えたということで、あの周辺約38人のお子さんがおられるわけですが、現状といたしましては、今中野議員さんがおっしゃるように、にぎやかな子供の声、あるいは親子連れで散策ということも現実的に私たちもかいま見ているわけですが、果たして放課後も児童遊園で遊ぶというような光景はまず希有、まず見られないというような状況もございます。

そういうことで、児童遊園としての目的はもう既に果たしたと。かつての時代には必要だったにしても、今の現状からすると、目的を果たしたということでございますので、こういうところで申し上げるのもいかがかと思うんですが、私は今後かつてこの華やかなりしころの、今申し上げましたこの遊園地につきましても、昭和60年に民有地を借り受けていると。非常に借地事情にいたしましても、現在の用地あるいは受益的な面を考えますと、とても考えられないような借地代を払っております。私は、率直に申し上げまして、これを全て見直して、現状に合ったものに直すべきと常に指示をしておるんですが、なかなかできないという状況もございます。この遊園地につきましても、ちょっと数字を言うのははばかりますので。数字は出ております。申し上げることはできませんが、今回この土地は所有者にお返しをするというのが町の公益のために私はなるということで、非常に断腸の思いでございますが、英断をもって一つ一つ解決をしまいたいというふうに考えておりますので、またそれにつきましても皆様方の率直な、きょう一般質問ということでございますので、余り多岐にわたるご意見等も伺えないこともございますが、これらにつきましても、前段申し上げました諸般の状況もしっかりと議員の皆さんからご理解をいただく機会も、私はいただきたいというふうに思っております。どうかその辺をご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今町長のお話の中では、いろいろ昭和60年以降から借りていたと、いろんな中で見直さなければならないという考え方も理解するの一点はありますが、私は今当町においては子育てを重点にした中で、若い人、また子供さん、小さい子供さんいられる方を出雲崎になじんでい

ただ、その中ではやはりこの遊園地もその一部として大事な要素ではないかなと私は思うんです。その中で、出雲崎に来れば遊ばせられるし、またよくなっていると、そこの中でその活用方法を私は潰すのではなく、それを有効活用をする方向をみんなで考えてやる方法を行政のほうで提案していただければ、子どもも私自身も一緒になってそのとこに取り組んでいくつもりでいますので、一旦なくしてしまうと、今度復帰なんてなかなかできないし、過去の中ではもう私も何回かこう言っているのにしても、休止においてもいろいろ加味した中でこうすると。そうすると、それ黙っていれば、完全にもう休止、なくなるというように周りも見ますし、それでは私は出雲崎にも、この駅前地区においてもマイナスなのではないかなというふうに思いますので、その辺の考えの中で、例えば町長のほうで地代のほうがもし今の現状にマッチしないよというのであれば、地主さんとしてしっかり協議していただいた中でやっていただければいいし、これをその中で廃止ということでは、町のイメージ、特に駅前のこのにぎわいの中のところが私は大事だと思うんですけど、その辺町長どう理解されていますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 中野議員さんのおっしゃることも十分理解をいたしておりますが、児童遊園としてのいわゆる価値観といたしましょうか、その内容等々を考えますときに、ゲートボール場もそうです。各地に公設のゲートボール場をつくりました。全て廃止になっております。これが時代の推移だと私は思っております。そういう意味におきまして重点的に、やっぱり町全体を勘案をした中における、いわゆる児童遊園のあり方、場所の問題、内容の充実等々を考えまして、ひとつ遊園地を使った以上は、若干今この問題もございますし、いろいろな面を利用して、その遊園地で、遊園地の目的を私たちが期待するような形で十二分に活用していただくならば、私はお金の問題じゃございません。中野議員さんのおっしゃるとおりです。これは、一つのこれからの町の人口対策、あるいはまた子育て、いろいろな面を考えますときには重要な一つのポイントだと思っておりますが、これを廃止するんじゃなくて、これは重点的に設備をする。そこにおける大門の遊園地につきましては、先ほど申し上げました、あの現状では危険で、あこで子供を遊ばせるのは、私もつい最近見てまいりましたが、遊ばせるような状況ではない。そこにおける地権者なりいろいろな皆さんがそれぞれの活用の方法、例えばこんなことを言っては失礼ですが、あの参道の大杉がある以上はなかなか、どういう活用方法をされるかわかりませんが、ちょっと至難なものがあるかなと思っております。

そういう意味で、率直に申し上げます。あれは児童遊園としての目的を果たしたということで廃止をさせていただきますし、一応地主にお返しをするという原則の中で今後進めてまいります。その過程において、今中野議員さんおっしゃるように、また議会の皆さんの中で、あれはこういうふうな活用があるんじゃないかというようなご意見がいただければ、改めて仕切り直しの中であの土地の活用というものについて考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきました

いと思っています。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今どうなのでしょう、町が地主さんに返して、地主さんが有効活用してくれと言われても、なかなか、その地主さんも30代、40代というか若ければ、いろいろ方向性を考えてできるだろうと思いますが、地主さんにおかれても、ある程度年齢食っていますので、自分で何を考えると、そういうことは私は難しいのではないかなと思うし、私自体も自分がもしその地主の立場であるのであれば、やはり町のほうから提案していただいたことに対しては、ただもう要らなくなったから返しますよというんじゃなくて、返すにも一緒になって何かをしたいから、有効活用したいから何かの活用をお願いしたいというようなことであるのであればいいけれども、ただ月日の中でもう要らなくなったから、次の段階、地主さん、あなたよくまた考えて活用してくださいよということになると、私は難しい面が多々あるのではないかなと思いますし、先ほど町長が言われたように、お寺のそこにはお寺の土地であるし、今町が借りているところはお寺の土地ではない、そういう関係がありまして、地主さんとお寺と話し合いしてと言ったって、それもまたなかなか難しいと。そうなるのであれば、やはり町行政が中心になって、そのお寺さんの話聞いたり、また地主さんの話を聞いたり、こうした中で活用方法を見出していただく。ただもう廃止というふうな方向を出しながら、あとは要望があれば聞くよということになると、なかなか要望を、皆さん個人では持っているかもわかりませんが、なかなか言葉として出てこないのが現状ではないかなと私は思います、その辺町長どう思いますでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 中野議員さんの地主の立場の側隠的な温情によるお考えもわかります。しかし、個人と公は区切りをつけなければならない。あくまでも個人の救済をして町が犠牲になるというわけにはまいりません。それも一方的に個人に負担を押しつけて、個人に損失を与えるというんじゃなくて、30年間に渡った地代は、ちょっと皆さんに言いがたい物すごいお金を払ってあるんです。そういう観点からいたしましても、地主の皆さんからは、これは町として目的は果たしたんだからお返ししますというときには、これは、これから行政はそうですよね、個人のそれぞれの土地をお借りしていることもございますが、目的を果たしたならばお返しをしなければならない。個人の立場、あくまでも永遠に町がその利益を擁護するわけにはいかないというのが、これが公なんです。個人的にはどのようにもできますが、公の立場から申しますと、中野議員さんの側隠の情は十分理解できますが、目的は達しました、お返しをしたいということで、一旦お返しすると。その後における活用は、個人なり、いろいろなまた皆さんのご意見があったならば、町も協力できることがあったら協力してまいりたいというふうに今考えておりますので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（山崎信義） 中野議員に申し上げます。

質問の内容が一般質問としてちょっと疑義がありますので、町長はもう明快に答弁されております。それ以上のものがあつたら続けてください。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今議長のほうからそういう意見出ましたので、私もかみ合わないなという中でこの問題を了としたわけではありませんので、また引き続きよく考えていきたいと、このように考えております。

それでは、2の釜谷梅の木オーナーについて質問させていただきます。私は、この制度は出雲崎町の地域活性化の中において非常に評価したいと思います。その中で、私は勉強不足のため、釜谷梅についてよく知らなかったわけですが、このパンフレットに、これによりますと、釜谷梅地区では気候が適していたことから、古くから梅が多く栽培され、釜谷梅とって評判がよく、近郷に売り出された。明治44年の新潟県園芸年鑑によると、約1.5ヘクタール、500本の梅の木が植えられ、生産者が1.2トン程度あり、出雲崎町の特産品でした。近年は、高齢化や輸入梅、加工品に押され、栽培面積は減少し、さらに平成16年、19年に発生した水害や地震の影響で、栽培をやめた梅園もありました。しかし、その災害で発生した土地を活用して40アールの団地を造成し、地元の出雲崎小学校児童が160本の梅の木を植え、釜谷梅栽培組合が栽培を行っております。そんな中で、町が釜谷梅生産組合と協議され、この制度ができたのではないかと私は思います。そこで私は、これで終わりではなく、町として第2弾、第3弾、どう講じていくかを町長の考えをお聞きします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 釜谷梅についての歴史的な意義につきまして、今中野議員さんがおっしゃったとおり、本当にかつてのよき時代が、またその梅を町の特産として、また今ご指摘をいただき、また町の目的でやっておりますように、梅オーナー制度をつくりながら、さらに対外的ないろいろな皆さんとの、町においでをいただき、町をご理解いただき、さらに定住にもつなげるという一つの目的を持って、今回の梅オーナー制度を想定しながらやったわけでございます。結果につきましては、当初20組募集したんですが、10組の皆さんから応募いただきまして、非常に先般も、私も出席させてもらいましたが、オーナーの皆さんからお集まりいただきまして、釜谷地区の皆さんの郷土料理のけんさん焼きだとか、あるいは釜谷梅を活用した非常においしい甘露煮ゼリーなど、加工品をお振る舞いいただきながら試食をいただきまして、非常に好評だったということで終了させていただきました。

その中で、オーナーの声として、宿泊とセットして観光をアピールしてもらえればよかったとのいろいろなご要望ございましたので、今後美食街めぐり等の一つのイベントもございまして、そういうものもございまして、宿泊等も考慮した中における梅の収穫体験、あるいはまた梅を使った加工品づくりとあわせながら、また出雲崎の町をご理解いただくというような、やっぱり内容のあるイベント等もひとつまたオーナーの皆さんのご意見を十分組み入れて進めてまいりたいと思いま

す。

この後のオーナーにつきましては、私も指示をしておるんですが、今ご指摘のように160本も植えてあるんですから、大変な広大な土地に立派に梅も生育しているわけでございますので、20人ではだめだと、もう少し広く大勢の皆さんからおいでいただくような積極的なPR活動、運動を展開して、できるだけ大勢の皆さんからさらに参加してもらいなさいという指示をしております。そういうことで、来年あたりはまたさらに大勢の皆さんからおいでいただくように、またやってまいりたいと思います。

そういう中にこの釜谷梅、単に梅をとって、そして各家庭で賞味していただくこともさることながら、この釜谷梅を今申し上げました加工をして、私はもうすばらしいものができると思うんです。そういうものも積極的に進めてやるべきだともう指示もしています。そのためにお金も要ります。加工所の施設もございます。それは必要なんです。だから、そういうものをしっかりと充実をして、オーナーの皆さんからもやっぱり釜谷梅のオーナーになってよかった、あるいはまた町も制度をつくってよかった、そのことが、これからのこの後のご質問に出てまいります、出雲崎町の命題とする人口増なり定住なりにいろいろつなげる大きな私は転機になろうかというふうに考えています。でございますので、釜谷梅組合も高齢化してまいりまして、非常に生産者の管理する人が少なくなっている。これは、釜谷梅組合の生産者に任せるんじゃなくて、町も一体となって、全力を挙げてやりなさいと指示をしております。徹底的にやろうと思っています。そういう意味で、また議会の皆さんからもいろいろご指摘なり、またご指導いただきながら、これを何とかさらに拡大をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 徹底的にやるというようなお話ですので。

その中で私は思うんですが、先ほど町長が言われたように、釜谷梅の生産の皆さん、今現在5人。5人でいられて、何か聞くところによりますと、平均年齢が71歳という中で高齢しているという中で、梅生産組合自体もどうなんでしょう、組合に入っていただけの方も募集をかけたり、また今町が中心になってやるということですから、かけたり、また各種、これ何をやることによって、ただやれ、やれと言うことだけでは無理があるんだろうと思いますから、出雲崎にはそれぞれの立派な団体等がありますので、その横の団体の中で活用できるのは大いに活用されて、それで私が言ったように第2、第3の中のことをもうちょっと具体的にやってほしいなというふうに思うんです。その中で、先ほど町長が言われた、ことしですか、やったときでいうと、これも新聞で報告があったわけですが、聞くところによると、泊まる場所もセットにやってほしいとか、いろいろ要望等があったらと思います。その中を踏まえた中で、じゃ来年はこれとこれをこういうふうにやりたいし、やる方向でいきたいというような具体的な考えを町長があるのであれば、聞かせていただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 中野議員さんのご指摘のとおり、生産組合だけのいわゆる人的要因なり、また労力も限界がございます。ただし、私は常に申し上げているんですが、釜谷生産組合のその5人の方はやっぱり長年のノウハウも蓄積されておりますので、その方々を中心にして、町が側面的に全力を挙げて応援をしたいと、すべきということで指示をしています。今ご指摘のように、さらにオーナー制度なりこの梅を特産品とするためには、おっしゃるように各種団体なりいろいろな皆様のご要望、またいろいろなご意見等も承って進めてまいりたいと思います。

さて、そこにおける、それじゃ具体的にどういうことを今考えているのか。これは、皆さんに常に申し上げております。地方創生総合プランを間もなく発表いたします。その中における産業振興の一翼を担うものは、これやっぱり梅オーナー制度と考えております。そういうものを位置づけをします。その中における具体的ないろいろな行動は、その旨に沿って具体的に予算をつけたり、いろいろな面でやっていきたいと思っておりますので、今私にどういうことをやるのか。申し上げますように、この梅オーナー制度を活用しながら、梅を売り込みながら、出雲崎町の活性化の一翼を担うという形の中で進めさせてもらうべく、総合戦略、地方総合プランの策定の中に売り込んでまいりたいと思っておりますので、間もなくその辺のことにつきましてもお知らせをしたいと。ご理解いただき、またご意見も承りたいということをお願いしているわけでございますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） そうしますと、これも提案になるのでしょうか。先ほど釜谷梅の5人の生産組合の皆さん、今までずっと難儀していただいたと。その後押しを町が全面的にやるんだと。その中で、今言う地方創生の中で中心になってそこをやっていきたい、やらせるんだというようなお話だろうと思っておりますが、その中でどうなんでしょうか、やっぱり生産組合の皆さんそれぞれの気持ちがあるだろうと思っておりますが、その辺のコミュニティみたいなのは行政としてやられたですかね。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 梅生産組合の総会なり、いろいろなところで私もお招きをいただいております。そこで膝を交えながらしっかりと、今私が申し上げたことを組合の皆さん、あるいは振興局からも技術者が参っております。その席で私は今申し上げたことをしっかりと生産組合の皆さんにお願いをしながら、中心となって、ぜひひとつ頑張りたい、それに対して町も全力を挙げて皆様との、いわゆるお気持ちに添えていきたいということは申し上げております。この加工品の問題についても5人の皆さんがいろいろと試作品を提供していただいて、食べながら、この物は売り込めるぞと、これを何としてもひとつ特産のいわゆる加工品として売り出すべきじゃないかというようなことも十分意見交換をさせてもらっておりますので、今後とも今申し上げます総合戦略のプランとして取り上げる以上は、さらにさらに連携を密にして、これを成功させるべく進めてまいりたい

いと思っています。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） そうしますと、第2、第3の具体的対策は今後というふうな解釈になるようですが、文章も、こういうのは早く、頭で考えていいなと思っても、行動に移すのが遅いとなると、なかなかダウンするおそれがありますので、早く来年に向けてやっていただきたいなと思うのがあります。その中で、今、先ほど町長述べましたように、オーナーに20家族がなつたと、来年はどれぐらいを募集をかけるつもりがありますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） その辺につきましても、まだまだ梅も160本のうちの2本ずつ植えた1つのあれですけど、コーナーを20組の皆さんがおいでいただいているということになりますと、まだまだオーナーになっていただく余裕はもうスペースは十分ございますので、目標は高く掲げながら、できるだけその目標に近づくべく最善を尽くすという形の中で進めてまいりたいと思います。今何組を固定するんじゃなく、できる限り可能な限りオーナーになっていただくような最善の努力はしてまいりたい。そのためには、また皆さん方のほうもいろいろとご協力もいただかなければならんと思っていますので、その辺もご理解いただきながら、また皆様方のお力添えをひとつ期待をしておるところでございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） ぜひこの釜谷梅の木オーナーについては町を挙げてやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（山崎信義） これで2番、中野勝正議員の質問を終わります。

◇ 加藤修三議員

○議長（山崎信義） 次に、7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 昭和36年のきょう、第2室戸台風で当町も大きな被害を受けました。この9月10日、11日と、台風18号の記録的な豪雨によって、関東東北水害で茨城、栃木、それから宮城県など、河川の氾濫や堤防の決壊によって大きな被害が出て、多くの死傷者が出ました。亡くなった方には心よりお悔やみ申し上げますとともに、早急な復興を願っております。

質問ですが、当町は消滅可能性の町かについて幾つか質問させていただきたいと思います。まず、昨年日本創成会議は、子供を産む中心世代である20から39歳の若年女性が2010年を基準に30年後、若年女性の人口が半減する市町村を消滅可能性の都市と定義し、将来可能性のある自治体は、全国1,800市町村のうち、約50%に当たる896の自治体が消滅すると公表しました。新潟県においては、30市町村のうち、18の自治体が指摘され、減少率は粟島浦村の83.2%をトップに、湯沢の73.5%、

当町では対象女性が351人から115人と少なくなり、減少率は67.1%で、3番目に減少率が高くなっています。また、将来の推計人口ランキングにおいても、粟島浦に次いで2番目に人口が少なくなり、2010年の人口が4,900人から、2040年には2,070人に減少すると推計され、危機的状況にありますが、将来の消滅可能性を指摘された町であることについて町長はどのように受けとめているかお聞かせ願います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 貴重なまたご質問をいただいているわけですが、これにつきましては、従来いろいろな一般質問なり、またいろいろな機会で皆さんと、今加藤議員さんのご質問のように危機感を持ちながら、これから町をどうするのかといういろいろな意見交換、またご指導もいただいてまいっておったところでございます。今加藤議員さんがご指摘をされておりますように、全く数字はそのとおりでございまして、県においても2040年には4分の3になるだろうということを言われていますし、本町も2040年には2,743人、約45%として減少するだろうと、あるいはまた今ご指摘になりました出産適齢年齢の女性の減少というものを考えると、全国896の町村が消滅するだろうという提起をされというものは、本当に厳粛に受けとめてはおります。

しかし、皆さんどうでしょうか。例えばいい企業が監査法人から、今あなた方がこういう経営を進めていくなれば、近い将来破産なり倒産するぞと言われたとき、あるいはまた個人に立ち返りまして、あんたは今の生活習慣、酒を飲んだり、たばこを吸ったり、運動もしないでいろいろやっていると、健康寿命は本当に、寿命が長くなっても将来が危ういですよともしお医者さんに指摘されたら、そうでございますか、これはやむを得ないなと言うわけにはまいりません。企業にしても、個人にしても、指摘されたことに対しては、そうかと、よし、それならば心機一転、また今までの経営なり、あるいは自分の生活態度、習慣を見直した中において、指摘されたものを回避する努力というのをするわけです。私は率直に申し上げます。こんな消滅する数字は出ても、恐れることは何もございません。逆にこれをばねに、くそ食らえ、やってやるぞと、私はそういう気持ちです。これは、大きな警鐘が鳴らされたものとしっかりと受けとめます。受けとめながら、これをいかにしたら挽回できるのか、いかにこの数値目標を上げるのかというものに最善を尽くしてまいりたい。

皆さんもご承知のように、今全国で914の町村があるんです。その中において、東京の青ヶ島、これは人口が107人、粟島が345人、今全国町村の中に100人台の町村が30町村ございます。1,000台の町村が31あります。うちは今四千何がしだからね。多いところは六万何がしの町村もあるというのが実態です。さて、粟島、青ヶ島、例えば島根県の海士町を見てください。2,600、離島です。最善の努力して、今全国の脚光を浴びているんです。やっぱりそういう指摘を受けたことによって、ばねとしてあらゆるそういう工夫、行動をしているんです。そのことが全国で取り上げられている。現実に物すごい成果が上がっているんです。粟島だってそうです。物すごい努力されている。いわ

ゆる離島といいながら、大勢の皆さん来られている、いろいろな趣向を凝らしながら、きのう、おとといも本保村長と一緒に。意気軒高です。それでなきゃだめなんです。しかし、加藤さんのおっしゃるようにこれをしっかりと受けとめて、先ほど来から申し上げていますこれからの国が進めるその中における我が出雲崎、地方総合戦略をしっかりと構築をして、必ずやるという努力をしなければならん。こういう数値が出たことによって、我々は甘んじておられない。これをいかに挽回するか、これに対して全力を挙げる、これが我々の使命だと思います。そういう意味で、私は逆にこれを警鐘と受けとめ、これをばねとして受けとめて、私は起死回生を図った我が町の再生を頑張っ
てまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 町長もこの数字について真摯に受けとめている状態で、これをばねにして頑張っていくということで、心強い言葉をいただきましたが、この中で当町独自で捉えている2040年の若年女性の減少率や推計人口はどのように推移するのか、この辺については町独自では何か出ていますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 人口推計という問題ですね、将来のね。それについて町がどのような数値をつかんでおるのかということでございますが、これにつきましては、最新の国勢調査が今のところ行われているわけですが、最新のものは、過去の調査では大体年末に速報値が公表されるということになっております。

そこで、ご質問の減少率についてでございますが、現在の推計人口から申し上げますと、平成22年の国勢調査をもとに自然動態、社会動態を加味した人口推計というものを県が行っておりまして、毎月1日に公表されているわけでございますが、その数値から見ますと、平成22年の国調の数値は人口が4,907人、その後の移動を加味しますと、本年8月1日では4,468人、国調の期日に2カ月足らないわけでございますが、5年間で439人減少しています。減少率は約8.9%というのが現実でございます。同様に、定義は異なるわけでございますが、住民基本台帳の5年間の動きを見ますと、大体同じ数字の8.5%、こういう減になっておるわけでございます。

それで、今ご質問でございます30年後の人口推計ということでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、先ほど来からお話ししてございますが、2040年、平成52年では2,743人、44.1%の減少するであろうという、いわゆる推計値が出されている。55.9%に減るだろうと言われて
いるわけでありまして、そこで間もなく皆様方に、先ほど来から何度も申し上げていますわけ
でございますし、この地方総合戦略の中における、今中野議員さん、皆さんからいろいろご質問、ご意見をいただいているものを総合的に組み立てながら、町は、前々から申し上げています、きめ細やかにね。単に子供を産むためにはどうするのか、子育てをするためにはどうする、そうじゃないで
す。私が申し上げておりますように、若い者が生きがいを感じる町、そしてお年寄りの皆さんが安

らぎを覚えるようなすばらしい循環を生み出す町づくり、その中において、私は若者の定着、そこにおける……婚活なりいろいろなことをやりますが、子供さんを産んでもらって、あるいは町外に出る人たちをいかに食いとめるか、そのためには加藤議員さんのこれからの質問にもございますが、そういう環境整備をどうするかというものについてしっかりと具体的に構築をしながら、単に計画じゃないです。もう確実に積み重ねができる計画をしっかりと立てて、そして数値で言われるその人口減少をいかに食いとめて、それ以上の高い数値を目標と出せるか出せないか、これから真剣勝負かけて、今進めております。今ここで幾ら幾らということは言えませんが、総合戦略の中において将来推計値としてどういう人口動態になるか、その人口動態を維持するために何をしようとしているのかということを確認にお示しをしたいというふうに思っていますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 私の質問は、目標人口が2040年にはどれぐらいになるかということでお聞きしたわけですが、例えば長岡市だとか上越市、これについては推計人口が減って21万8,000になるというのを、逆に言うと2万人ふやした状態で23万5,000という目標値を持って今やっていると。上越市も同じような形であって、出生率1.5から、これ2.1ですか、ような形でこれに取り組んでいるという形でしたので、その辺をちょっとお聞きしたかったんですけども、町長の言われている抽象的な形ですけども、やるということはちょっと理解しました。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 私は常に申し上げているんですが、計画、プランは幾らでもつくれるんです。今、きょうも上越のあれが出ていましたね。そうです。うちの町も、いわゆる期待数値というのは出せるんです。簡単です。示されている数値よりさらに上がった、そのものをこういうふうな戦略でやりますと。私は、それに対しては率直に申し上げている。もう数値なんかいいんだよと、着実に積み重ねをする、そこにおいて結果を待つ。数値なんか幾らでも出せるんです。私それ必要ないと。そのために新型交付金をもらわなくても私はいいです。私は、しっかりと説明責任を果たします。そうじゃないですよ。計画じゃないんです。計画なんか、数値なんか幾らでも出されるんです。でも、私はそれをすべきじゃない。ただし、総合戦略を構築した段階においては数値は出します。でも、今ここで期待数値はこうだということを私は言えない。そういうものを申し上げる立場でもない。考え方もない。しっかりと一つ一つ、ステップ・バイ・ステップ、一つ一つ積み重ねによって具体的に。いわゆる合計特殊出生率、あれを高めるのか、成婚率をどう高めるのか、あるいは外へ出る人たちをどう食いとめてここに定住していただく、そういうものはその政策の中でどう生かしてやることによって、少なくとも私たちは期待する目標数値というのを挙げないんです。私は、ちょっとお叱りいただくかわかりませんが、今ここにおいて、いや、数値は2,456人ですが、私は3,000人を確保しますよ、言うのは簡単です。じゃ、それは何が根拠だと言われると、私は申し上げ

られない。今それを積み重ねるべくやっておるんですから。加藤議員さんのお気持ちも十分わかります。そういうものに対して諾々として、ああ、これは残念ながら、頑張れば何とか3,000人になるだろう、3,500人持っていないだろう、いうことを私は申し上げたくない。その数値に対して確実に、それじゃ実現できる可能性の施策は何であるかと言われると、私はやっぱりそれに対して明確にお答えをしなければならん。そういう意味で、少なくともこの示されている推計値そのものを上回る人口をいかに確保するか、全力を挙げて、また加藤議員さんや皆さんのご意見を十分ひとつ受けとめさせてもらって進めてまいりたいというふうには思っているわけでございますので、今ここで期待数値2,400が3,000人だねというようなことはちょっと私は申しかねる。しかし、地方版の総合戦略を構築した段階においては明確に、これを下回るのか上回るかわかりませんが、ある程度具体的に数値を示したいと思っていますので、しばらく時間を置かせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 私企業にいたんですけども、やはり目標値を持った上で仕事を進めていくという中で、途中経過を見ながらPDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションと繰り返しながら、その数値に近づいていこうとするのが正論かと私は思っております。その中で、今よりも町長も人口は減らないようにということで、総合戦略で結果を出したいということですので、その辺を期待していきたいと思います。

次に移ります。当町も若い人の移住を目的に子育てに優しいひまわりハウスを建設し、12世帯の応募に対し、29世帯の多くの申し込みがありました。結果、12世帯、約40名が住むようになっています。広報いずもざき7月号の人口の動きでは、前月比で17人、世帯数6世帯の増加が見られ、よい結果が出ました。第2弾として、応募から外れた世帯の補完的施策として、川西地区に平家で長屋タイプの集合住宅2棟8世帯分の追加も計画し、若い人の移住で町の活性化と人口減少に歯どめをかけていますが、将来定住してもらうためには、当町に来て農業をやっていた方や、分譲地を購入し、家を建てたのに町外に出ていかれたという現実もあります。町外へ出ていく主な要因は何なのか伺います。

また、3月定例会一般質問で宮下議員より、子育て世代の方々の意見を集約して対処してはどの質問では、多くの意見を聞き、対処していくとのことでした。5年間で200人くらいの移住した島根県邑南町の定住促進の取り組みでは、仕事、子育て、医療、近所づき合いのさまざまな課題を町職員が定住支援コーディネーターの職名で、町外から移り住んだ人を訪ね、近況を聞いたり、相談を一元的に受けて、役場担当部署とかけ合ったりと、徹底した移住のケアを行って効果を上げております。当町においても集合住宅入居者や移住者が住みやすく、町の魅力を感じ、確実に定住してもらうためのサポート課を設けてはいかがかと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 加藤議員さんのご質問のとおりでございますが、やっぱり私たちはひまわりハウス、入居もいただいておりますし、この後また集合住宅も建設、既に入居をお待ちしている方もございます。そういう方々は当然もちろんでございますが、てまり団地とか、いろいろなところに住んで、こちらに移住していただいた方々もございます。私は、やっぱり加藤議員さんのおっしゃるように、そのサポートというのが一番大事だと思うんです。本当にそれは大事です。うちの担当課は建設課が担当して、例えばひまわりハウスについてもいろいろなご意見を聞いています。これが大事なんです。この前全員協議会でもお話ししました。やっぱりおっしゃるとおりなんですよ。ただ入ってもらえばいいんだ、あとはいいですよというんじゃないんです。やっぱりそのサポートをいかにする、そのことによってこれからまた次の定住、この集合住宅の次の第3弾の、やっぱり大勢の皆さんがおいでいただくような施策をしっかりとやっていかなきゃならない。そのためには、新しく入った皆さんのご意見を十分聞くというのが大事です。私も、それは建設課に指示をしながら聞いております。しかし、まだまだ、私は今加藤さんのおっしゃるように、ちょっとこの前の協議会でも課長のほうから状況話を話して、そういう一つのいろいろ不便さを感じているところに対しては是正をしたいということで、消防法で決められていることはだめなんです、できる限りの可能性のあるものについてはやっていきたいということで答弁をしておりますが、まさにそのとおりだと思います。ただし、まだまだご意見があると思います。だから、私は今加藤議員さんのおっしゃるセクションを設けることも大事ですが、やっぱり私たちも、議員さんもそうですが、できたら私はそういう人たちとの懇談の場を設けて、いろいろお話を承る機会が必要だと思います。そこにおけるこれからの子育てなり、いろいろな面におけるネックはどこにあるのか、何を期待されるのかというものをしっかりと受けとめて、現実的なものとして、それを施策の中に生かすというのが大事だと思うんです。議員さんのおっしゃるとおりです。その点の努力がまだ私たちも足りないと思いますが、ご指摘についてはしっかりと受けとめてやっていきたいと思っております。大事なことです。やっていきます。ただし、そういうセクションを設けるかということについてはちょっと。オールマイティー、お互いのいろんなそれぞれの立場がございますから、それには働く場所とか、いろいろなものの複合的に入りまじっていることございますので、横断的にお願いするかということですが、基本的な加藤議員さんのおっしゃることは、私は最も重要なことだと思いますので、今後ともひとつまた前向きにしっかりとその辺のサポートといたしまししょうか、皆さんのご意見は承ってまいりたいと思っておりますので、そのようにまたご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） やはり私の考えですけど、サポート課に近い何かを設けた状態で、議員もそうですけども、町職員がそれに携わることによって、それに対する責任と達成感というものもあって、もう全体でやっちゃうと、どこに責任があったのか、どうなったか、もやもやする部分が発生すると思っております。ですので、その辺はある程度、1人になるのか、2人になるのか、邑南町は1人でや

っていますけども、そういう形の中でやっていけば、やった人も達成感を持って、よし、もっとこれ以上に人を定住させようというふうに思うんですけども、そういう中でやって、1人の人というか、担当者がやっていけばノウハウも相当なものをまた身につけると思いますし、先ほど質問の中で、町から出ていった方の大きな要因は何なのか、これについてもお聞きしたいと思いますし、それらを含めた中で、そういう専門家の部分を設けたらいかがかということで、再度質問させていただきます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） うちの職員も、今担当、相澤係長、星野保健師さんが、常に入った皆さんと接触しながらお話を承っておるんですが、今お聞きしますと、やっぱり入ったばかりで、入居したばかりで、まだまだ出雲崎のことについておわかりにならない点もございますし、これから具体的にまた出てくると思いますので。

今相澤君と星野さんがやっていますが、この2人はなかなかやります。だから、加藤さんの期待には応えられると思うんです。しかし、それだけでやるんじゃない。私たちも、私もそうです。やっぱりそういう皆さんと懇談するというのは大事だと思うんです。それをサポートしながら、主体性は申しあげている方々が前向きにやってもらっていますが、それをサポートする意味で、横断的に私が出る場合もあるし、課長が行く場合もあるし、いろいろな面でやっていきたいと思うんですが。趣旨は十分わかりますので、それを新しくおいでの方々から、いや、町も期待以上、来てよかったと言われるような体制だけは遺漏のないように進めてまいりたいと思いますので、またお気づきの点があったら、また私たちに言わずとも、皆さんにもいろいろご意見が出ていると思いますので、ありましたらまたお聞かせをいただきたい。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 町長が言われますように、やはり町が住みやすい、そして住んでよかったという町になるように努力して行っていただきたいと思います。

次に、人口が著しい集落が多くなる中、私の当集落の現状を見ますと、24世帯34名のうち、ひとり暮らしが17世帯で70%です。65歳の高齢者は27名で、高齢化率は80%で当町の2倍であり、そのうち80歳以上が19人で70%を超えております。65歳以下はたった7人で、ほとんどが独居の予備軍であります。そして、幼稚園生もいない、小学生も中学生も高校生もいなく、40歳以下は当集落はゼロです。最近では、ひとり暮らしの高齢者が家の中で転倒し骨折したり、熱中症になったりと、アクシデントも起きている状況です。このように、高齢化により共助の機能が限界であります。いわゆる限界集落、危機的集落であり、消滅の危険があると言えますが、町内には同様な集落が幾つありますかということと、このように高齢化、ひとり暮らしで人口減少が著しい消滅に近い集落について、町長はどのように対処していくのかお伺いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） これも通説的に消滅自治体、限界集落という言葉が使われているんですが、私は、少なくとも出雲崎町65集落ございますが、限界集落という言葉は使いたくありません、率直に申し上げます。

今出雲崎で65集落のうちにも最も世帯数が少ない豊橋が4、あるいは馬草が5、桂沢が7、あるいは吉川が7。しかし、私もこういう集落呼ばれていっているんです。しかし、世帯数は少なくともしっかりと、この集落の団結力というのは大きな集落より以上にいろいろな催しをしたり、交流したり。私もお招きをいただいています。私は、こういう集落は限界集落とは言えない。私の集落も13軒あったんですが、今度はまた多くなって、二十何世帯になってにぎやかになりましたが、私は限界集落というような言葉は使いたくない。こういう小さな集落、本当ですよ、私は呼ばれて行くんですよ、収穫祭だ、いろいろなところで。物すごいチームワークがとれている。団結力あります。だから、私は限界集落ではない。いろいろな意味で厳しさを増してくるども、それを私は行政としてどういうことができるのか、集落間のいわゆるコミュニケーションを図るような、この私たちも率直に申し上げまして、集落のいわゆる再編成、そういうものも一時考えたことあるんですけども、逆にこれはなかなか困難なんです。神社を中心に皆さんやっています。逆にそれが集落のいわゆる伝統、あるいは文化、あるいは長い歴史をしっかりとお互いが認識し合って、少ないながらも肩を寄せ合い、協力し合って、互助精神のやっています。今、我が出雲崎町において限界集落はないと私は言います。つくってはならない。そのための最善の努力しなきゃ、行政としては。私は、この限界集落というのは……大体私はこういう言葉は好きじゃないです。維持困難な集落とか、そういう表現の。限界集落という言葉使いたくない、はっきり申し上げて。私はやっぱり、もう限界集落はつくっちゃならないんですよ。いやいや、言葉じゃないです。本当にやっていますもん。私は呼ばれて行っているんですよ、毎年。物すごい団結力ある。この集落ならば大丈夫。

しかし、高齢化も進んでいます。確かに厳しい状況はございますが、それはもう限界集落をつくらないというのだけです。日曜日、BSNでナポレオン村出ていましたね。あれはドラマですが、6回ありました。ナポレオンの言葉を使って。まさにそうです。不可能という言葉はないとか。いわゆるこの危険性のあるそれをチャレンジすることによって最大の成果が生まれるんだというような、ナポレオンの言葉を利用したの、皆さんご覧になったかわかりませんが、あれはドラマです。ドラマだども、やっぱり現実です。そういう精神が必要なんです。やっぱりそういう意味で、限界集落は今のところ我が町には私は考えておらない。それを何としても食いとめるべく小さな集落も頑張っておられるということだけをお伝えしておきたいなと思っておりますが、しかし加藤さんのおっしゃる、いわゆる客観的に解釈すれば、加藤さんのおっしゃるとおりなんです。それを諾々と私は受けとめるわけにはいかないということだけは申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 限界集落という言葉はちょっとやめて、維持困難な集落ということで、当集落

見た中でも、やはり40歳以下がもうゼロという中で、どうしていったらいいかということをもう非常に疑問に思って町長のほうに意見を聞く形になったんですけども、その中で平均して子供たちも含めているのであれば、私は集落の中で、戸数が少なくても何とか維持できると思うんですけども、この際ここから崖でもうほとんど何もないなど、あと時間がたてば、これ時間の問題だというのが私自身がつくづく感じているものですから、何かもう一ついい考えがないかなと。確かにナポレオンのあのテレビのドラマでありますけども、そういうこともまねできるような何かもうアイデアもないんですけど、私のところは。その辺でこういう集落、再度どうしたらいいか、私自身が悩んでおりますし、期待されているのはもう六十四、五歳の人ばかりの、ばかりって何人もいないんですけど、その人たちを年寄り当てにしている部分なんです、あの町の祭り等にしても。じゃ、私たちがいなくなったらということで非常に危機感を感じていますので、その辺もう一度いいアイデア、考えがあったらお聞かせ願いたいなと思っているんですけども。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 加藤議員さんのご質問のとおり、もうこれが決定打ということはなかなか言いづらい難しい問題もございますが、私はやっぱりこの長年住んだ土地、また今耕作をしている田んぼ、いろいろなものがあるわけです。しかし、いわゆるその維持困難集落においても、この先祖代々の土地はもう何としても守るんだという意欲的な人が多いです。だから、今おっしゃるように、あのナポレオン村のような、ドラマに出るようなことは、確かに成功しておりますが、これはなかなか難しい問題でございますので、私はやっぱりふだん着の中におけるその集落の持つおる伝統的な、また人間関係とか、そういうものを基本に、人口少なくなってもしょうがないやと、しかし我々はこの町に、この村に生まれ育って、何としてもこれを守るんだというものが根強くあれば、何とか維持困難集落においても存続私は可能だと思うし、またそういうものに対してこれから行政としてもそういう集落をつくっちゃならないと思うんです。そこにおいてどういう対策を立てるべきか、そこにおける各隣の集落との交流なり、いろいろな交通手段なり、またいろいろな面を行政として手を差し伸べるということも私は大事だと思うんです。

そういう意味で、やっぱりそこに住む人たちはもう何が何でも頑張っておれはこのいい集落を守るんだという人に対しては、行政がやっぱり積極果敢に、そういう人たちの精神を受けとめて、全力でご支援を申し上げることが私はこれから大事だと思うんです。そういうことについては、今のところ私が申し上げるように、その集落はもう困ったようなあれは何もないね。上野山もちょっと少ないほうですが、でもしっかりと皆さん頑張っていらっしゃるもん。逆に大きな集落で子供さんが何もいないというところもあるんですが、大きな集落で。そういう小さな集落でも子供さんもいる。だから大小だけではなくて、そこに住む人たちの心意気といましようか、そういうものが私は大事だと思うんです。

言葉ではなかなか、言葉は物を申し上げるんですが、現実には厳しいと思いますが、ただし、ただ

そういうものに恐れをなさないでしっかりと、基本的に私は限界集落はあり得ないし、維持困難な集落をつくらないように行政も最善を尽くすと、また皆さんの力もかりていかなきゃならんと思いますが、そういう心意気でやっていかなきゃならんというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） この問題について言っても、ある程度先が見えない状況でありますけれども、ただ言葉尻を1つとらせていただければ、例えば昔からある田畑だとか、ああいうのを我々の集落においては、もう全くみんな放棄です。年をとって、もう畑もできない、田んぼもできない。それで、去年は1人やっていた人も、それ全部放棄しているという現状もあります。その中で、我々が見つけなけりゃいけない部分も1つありますけれども、行政のほうとちょっと相談しながらでも維持していこうという形はありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、特に海岸部においては高齢化で人口が減少していく中、住宅の維持管理も難しくなり、老朽化が進み、放置される家屋が多くなってきています。管理が行き届かない空き家は、放火や台風、大雪で倒壊の危険性もあり、景観の悪化など、多くの不安が懸念されます。確かに家屋は個人の財産であり、個人の責任で管理しなくてはなりません、現状は老朽化が進み、放置されたままの空き家もあります。現在県内の空き家など、適正管理に関する条例制定は、県内半数以上の17の自治体に増えておりますが、この件について3年前宮下議員から、去年は三輪議員から質問がありましたが、早急な空き家対策の条例を定め、空き家撤去または空き家所有者の適正管理を義務づけ、撤去費用も補助し、空き家の自主撤去などを促すなど、具体的な対策を立てる考えはないか、町長に伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ただいま加藤議員さんのご指摘もいただいたように、宮下議員さん、あるいはそれぞれの議員さんからこの空き家対策について常にご意見をいただいております。大変大きな問題でして、これは単なる出雲崎だけではなくて、もう県下、国を挙げて、これどう対応するか、国交省なりいろいろな皆さんが新しい制度を確立しながら、これに対する対応をしてまいっているわけですので、町もそれを受けながら、しっかりとやっていきたいと思っております。

今危険な空き家として町で現在対応しているのは11件あります。過去から数件持ち主による解体に結びつく対応をお願いしたものがありますが、今回3年がかりでやっと解体に結びつきそうなものもあります。町としては今暫定的に応急的なネットで飛散を防ぎ、近隣に迷惑かけないように一応の対応をしておるところでございますが、今申し上げましたように、全国的にこの傾向も増えておるところでございます。5月に空き家特別対策措置法が全面施行になっておりますが、これ空き家について自治体に対応の権限、強制力を持たせたものであります。しかしながら、結論的には所有者、管理者が最終的に全ての責任において対応しなければならないということに変わりはありません。また、できたばかりの法律であるため、いろんな課題はありますが、1つの解決にも大変な

費用と労力が必要になることも事実考えられています。どこの自治体も慎重に対応ということで行っておりますが、本町におきましては家主の死亡とか転出等で空き家になる場合は町民課窓口か何らかの手续に来られますので、本人、親戚縁者、今後の利用方法を聞き取りながら、希望があれば空き家バンクの物件として紹介しています。その聞き取りを開始してから3年間で約70件以上聞き取りをさせていただいていますが、この70件につきましては比較的最近まで住んでいた可能性が高いため、現在空き家調査員を雇用いたしまして状態の調査を開始しております。最終的には写真を含め、町が空き家台帳として管理し、本人にその状態で連絡、今後の利用の意向確認を定期的に行いたいと思っております。その調査が終了しましたら、海岸地区を中心に、空き家の全調査を考えています。利用可能なもの、そうでないもの、所有者、管理者を含めて定期的に状態をお伝えし、こうした本町に空き家があることも考えるわけであります。

それで、今町は改めてこの空き家対策というものに取り組みをいたしております。場合によっては、これはもうへえあれだと、俺は住まないし、これ壊したい。壊してしまうと、更地になってしまえば、そこに絶対うちを建てようかという、なかなか海岸地区においても厳しい状況がございます。それで、今私たちはただ空き家を壊せばいいんだという、もう既存の考えは捨てまして、やっぱり民間の皆さんとタイアップして、今このふるさと志向、そういう古きよきものに憧れている人もあるんです。その空き家をいかにリフォームしたならば住めるような状況、また民間の皆さんのお力をかりて、町においでいただくような一つの人口対策もあわせてやろうということで今検討いたしております。現在町も、そういう民間業者により空き家をいろいろリフォームして、よそから移って住んでもらっているという成果も上がっているわけですから、これからただ空き家だから壊せばいいんだと、壊してもう更地にして、またそこに何を考えるというんじゃなくて、やっぱりこの空き家を利用できるところも徹底的に活用して、こういう空き家で海岸地区のこのすばらしい景観のところにこういう空き家ありますよ、それにはひとつ皆さんどうですかいう、要するにPRも、私はこれ大事なことじゃないかなというふうに考えています。そういうことについて、私たちは新しい取り組みもしてみたいと。現実にそういう成功した例がございますので、そういう成功例を参考にしながら、町も積極的に進めてまいります。

また、そのためにも、これから総合戦略の中で申し上げている空き家対策についてもしっかりと計画を売り込んでまいります。その中で町以外の、町内外の若い方が家を継ぐか、同居、近居で本町に住宅を構えていただく場合にはそういうところを紹介したり、町として補助をしたりを考えて、また年齢を問わず、町外から入ってこられる方やその借家に対しても空き家利用のリフォーム補助とか、そういうものも具体的にやっていきたいと思うんです。さらに貸したい、売りたいという場合には、これはバンク登録だけではなく、民間業者にお願いをして、リフォーム業者なり不動産業者入れて、これを民間利用できるのか、民間不動産サイドで何とか活用できないかということについてもこれから新たなひとつ取り組みをしていきたいと思うんです。今までと発想を変えて。

ただ壊せばいい、壊しなさい、空き地にしたらそれをどう活用するかというんじゃなくて、既存のものを何とか生かすという方法の中で、成功している例があるんです、町も。そういうことを今度具体的にやっていきたいと思うんです。確かに危険家屋とか、そういう点については、今申し上げますように、また国も制度を設けておりますし、私たちも周辺住民に迷惑かけないように、これは早急に対応していかなくちゃならないというように思っておりますので、また具体的に提案も申し上げたいと思っているわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 空き家の条例等、これらについてはまだつくらないと、今のところは3年前にもガイドラインの策定を進める条例制定に向けて取り組むという答弁でしたけども、今のところはまだ現状を見た中で、空き家を今度は有効利用の方向ということで進められるということですかね。

去年家の近くの1軒、役場のほうに寄附したり、どうしようかという話がありましたけども、見ていただいたんですが、結果的にはこれは引き取れないなという実例がありました。それで、私相談が来て、最終的には壊さざるを得ないなど。本人は戻ってきて住むようにして、1部屋、2部屋リフォームしていたんですけども、結果的には壊したというような状況でしたので、もしそういう今言われるように空き家を古くてもある程度伝えるのであれば、そのようなアドバイスをしながら、空き家の保存も含めていかないと、我が町の住まえる住宅、この街並もなくなってくるというふうに思いますので、その辺を十分活用していただきたいと思います。時間がもういっぱいですね。ちょっと進めます。

次に進んでいきたいと思います。本年もお盆に行った成人式に40名が出席し、式典が行われました。この中でどれだけ当町に住んでくれるかなと式典に参加して思いましたが、長岡市は成人式会場で就職相談会を開いて、地元企業に関する情報提供や就職活動に関する相談を行い、若者の地元定着につなげていますが、当町においても若者の就労の場を誘致し、定住を図ることも必要ではないでしょうか。また、こども医療費の助成、放課後児童クラブなど、子育て環境も充実し、住宅も整っている当町ですが、子育て世帯の女性が子育てと仕事が両立できるようなパートなどの雇用の場の誘致も視野に入れた政策的思案が必要だと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 加藤議員さんのご質問のとおりでございます、私たちも若者定住、そのとおりです。全くそうなんです。若者定住を進めるというためには、ある程度地元において稼いで生活が維持できなくちゃだめなんですよね。いかに住みなさい住みなさいといたって、そうなんです。おっしゃるようにそういうものに対してどう対応するかということなんですよね。それにはやっぱり雇用の確保とか、あるいはまた移住推進のためのいろんな町としての対応をする。あるいはよくおっしゃる子育ての環境を整える、いろいろな手法をやっていかなければならないわけですが、やっぱり働く場所、ご質問の工場誘致ということになると思うんですが、私はやっぱり働く場所の確保

というものがやっぱり一番第一要件になると思うんです。いかに来てくださいよと言っても、働く場所がない。どこにどうしたらいいんだということはあるんですよね。だから私は、町の中にそういう一つのセクションを設けたらいいんじゃないかということも申し上げたことあるんですが。

そういうようなことの中で、私たちはこれからどうするかということになりますと、確かに国も一極集中を排除しながら東京から地方へ工場を、あるいは分散をしながら、働く若者を定住させるというようなことを考えているんですが、なかなか難しい面もあると思うんです。最近の有効求人倍率も1を超えているわけですが、中小企業においてはなかなか雇用に苦戦をしているというようなこともあるんです。ということは、やっぱり若者が住む、働く場所の選別をするということです。かつてはなかなか景気が悪くて、どこでもいいから勤めたい、勤められなかったんですが、これ有効求人倍率も1を超えているというような状況ですので、なかなか厳しい。そこにおいて出雲崎は、それじゃどういう働く場所があるかという、なかなかもう的確に物は言えないんですが、それでも出雲崎だって野川チェントリー跡にあれだけの皆さんが働いている。木川さんのところもそうです。あるいは、大きな工場もあります。そういうところで結構大勢の皆さんが働いているわけですので、そういう意味で、この出雲崎においても出雲崎なりきの、私は常に申している工場誘致というのはなかなか厳しいという中にも、やっぱり努力していかんきゃだめです。そういう努力をすると同時に、また出雲崎で補わざるの足らざるをどこでどうするかとなると、私は常に申し上げている。すみ分けをして、本当に住む拠点の町、この環境なり、子育てなり、いろいろな意味においてはどこにも負けない、働く場所については、それでは長岡なり柏崎、そういうところでしっかりと確保して通勤をしてもらう。今道路もよくなりましたから、非常に短時間で長岡にも通勤ができる、そういう状況生まれてまいりましたし、来年は北スマートインターチェンジが開通しますが、これも我が町に対しては追い風だと私は思っているんですが、そういうものを活用しながら、何とかやはり生活の基本である所得を得る働く場所が欲しいというものに対する努力をしてもらわなきゃならんというふうに思っているわけですが、そんなようなことで、今後も私たちも県なり国等と連携をとりながら、出雲崎なりきの企業誘致というものも誘致すべく情報収集しながら努めてまいりたいというふうに思っているわけですが、おっしゃるとおりにもう大きな問題ですが、なかなか難しいハードルもございまして、高いハードルもございまして、努力してまいりたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 町長言われましたように、一つのとり方としたら、我が町は長岡近辺のほうに通うベッドタウンという捉え方も私は今感じましたけども、町の中にもテクノさんとか越後工業さんとかありますけども、あの辺のやっぱり求人情報とか企業情報をとった中で、町の人を優先的にとれることができないのかということはやっておられると思いますけども、その辺をもっと強力にやっていただいたり、また今中野議員からお話があったように、梅のこのオーナーがあった

が、そういうところにひまわりハウスの人がパートでいっとき行けるというような、何かのそういう場ができればと、そうするとあそこにひまわりハウスの人も、ただ子供を育てて後出ていくというんじゃないで、こういう職場があつて働きやすいとかいうふうな条件が出てくると思うんです。そういうような形を進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせてもらいます。

○議長（山崎信義） 以上で7番、加藤修三議員の質問は終了しました。

この際しばらく休憩いたします。

(午前11時00分)

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 高 桑 佳 子 議 員

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を続けます。

4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） それでは、最後になりますが、私のほうから障害者の自立支援について一般質問させていただきたいと思います。

国の法整備により、近年障害者の生活を支える拠点は、法整備のない時代の家族による献身的なサポートから、地域での福祉サービスの確立へと変化してきました。平成29年までの出雲崎町第4期障害福祉計画にもあるように、障害者総合支援法では、障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現、社会的障壁の除去などの基本理念のもと、谷間のない支援の提供と障害者の自立に向けた地域移行や就労支援等の強化に重点が置かれています。当町では長岡福祉協会、桜花園が就労継続支援B型、生活介護多機能型施設としてふれ愛サポートセンターいずもぎきを、また相談支援センターハーモニーを開設しており、町の委託を受けて出雲崎町の障害者福祉サービス事業に大きくかかわっていただいていますし、町行政もそれぞれの担当がサービスの提供体制と充実を図るために努力しておられます。

近隣市村に目を向けますと、7月に柏崎市で障害者雇用の現場からと題してシンポジウムが開かれ、私も参加してまいりました。特別支援学校2校と就労先の民間企業2社の事例が発表され、特別支援学校の生徒さんたちが笑顔でお茶を配ってくれました。行政や議会議員を含む300人以上が出席しており、関心の高さがうかがえました。また、9月4日に三条市の取り組みが新聞報道で「障害者就労促進へタグ」という見出しで出ておりました。これは、三条市と民間企業、そして市内4つの社会福祉法人が障害者の雇用促進支援協定を締結したというものでした。これに酷似する障害者の自立を支援する取り組みは多くの地域で広がってきており、今地域創生の一翼を担っている

と思われま。このような状況を踏まえた中で、まず出雲崎町の障害者福祉の現状とこれからの課題を町長はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 高桑議員さんの障害者の自立支援という質問にお答えをしたいと思います。お返事させていただきますが、障害福祉施設につきましては、障害者の総合支援法に基づきまして、障害者の日常生活と社会生活の総合的な支援を行っております。障害者福祉計画によりまして障害福祉サービスの見込み量を設定をし、提供体制を計画的に進めております。町内で利用できる障害福祉サービスにつきましては、就労継続支援、あるいは生活介護、グループホーム及び相談支援事業、その他のサービスにつきましては主に長岡、柏崎等の中越圏域内の障害者福祉サービス事業の場所を利用してございまして、平成26年度の生涯福祉サービス費は、町として約1億3,000万を計上してございまして、そうした中で、本町の課題といたしましては次の3点かと思っております。

第1点目は、就労支援の充実と。一般企業で就労が困難な人に対する就労継続支援のさらなる充実と一般企業への就労を希望するに対する就労移行支援体制を広域的に整備していく必要があります。

第2点目の相談支援の充実でございますが、現在相談支援につきましては町内事業所の相談支援センターハーモニーが主になってございまして、身体障害、知的障害、精神障害の3障害に適切に対応できる専門職の配置と障害者の日常の居場所づくりを進めていく必要があると思っております。障害者のニーズをきめ細かく対応しながら適切なサービスに結びつけていくために、相談支援体制の充実強化を図っていかねばならないと思っております。

第3点目は障害児の支援でございますが、言葉の教室等の発達障害児に対する支援は、現在柏崎市まで通所している状況です。身近な地域で障害児に対する支援ができる体制を早急に整備していく必要があるんじゃないかというふうに考えてございまして、現状と課題ということについて以上を考慮してございまして、またご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 現状と課題ということで、私も課題3点につきましてはほぼ同じようなことを考慮してございまして、これからの質問の中で具体的にお聞きしてまいりたいと思っております。

この第4期障害福祉計画では、第1章、計画の策定体制及び第3章の計画の推進の項目で、地域生活への移行の推進や障害福祉サービスの確保に当たっては、中越圏域全体における調整とネットワーク化が必要となるため、県、近隣市村との連携を図りながらサービスの提供に努めるとしてございまして。先ほどそういう必要性についても町長触れられましたが、柏崎市、三条市の事例も踏まえて、中越圏域の近隣市村においてはどのような取り組みがあるかということ把握していらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） どのような取り組み、あるいは連携をしておるかということですが、新潟県の障害保健福祉圏域において本町は長岡、先ほど申し上げた柏崎、6市町村で中越圏に属しております。圏域内の6市町村では、県及び市町村サービス事業所その他関係機関で地域移行あるいはまた療育支援とか、あるいはまた就労支援、分野ごとに6つの会議を設置しております、障害者が地域で安心をして適切なサービスが受けられるような体制整備を行っておるといところでありますが、昨年度はこれらの会議を延べ20回以上連携強化を図ってまいりました。

また、圏域の研修といたしましては専門的な研修会の開催とか、障害理解の推進のために一般住民を対象としたフォーラム開催など、圏域全体で取り組んでいるというのが現実でございます。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 中越圏域での取り組みを今お話しいただきましたが、その中越圏域での取り組みがどのようにこの出雲崎町に生かされているのか、そこの部分について詳しくお聞きしたいんですが。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 取り組みについて基本的なところ、また具体的にちょっと申し上げたわけですが、出雲崎に対してそのことがどういう効果なり影響を及ぼしているのか、どういう効果が上がっているのかという質問か思います。そうですね。

これは、餅は餅屋で、専門家にちょっと答えてもらったほうがいいと思いますので、河野課長からひとつ答えてください。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 若干技術的な話になります。細かい話になりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

障害者施策に対しましては、基本的に1市町村だけの対応というのは極めて難しい状況にあります。そういった中で今ほど町長のほうから話がありましたとおり、この中越圏域というのは障害者サービスの提供が県内では非常に整っている地域であるというふうなことで、上越、下越地域のほうからも中越地域の事業所を利用される方は多くいらっしゃいます。そういった中で、当町は、幸いその中越圏域の中での設定で動いているという関係で、中越圏域6市町村とは常に連携をとりながら進めていきたいというふうなことで、各分野ごとの頻繁の会議で情報交換をしておりますし、実際の就労等に当たっても、その会議には事業所のほうも出席をしている会議でございますので、個別具体例につきましては圏域内の事業所と顔の見える関係が築かれている中において、当町の住民の皆さんの必要とするサービスを提供していただいているというのが日々の活動でございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 障害者福祉計画の策定とともに設置が提唱されたこの地域自立支援協議会、当町にもございますけれども、障害者福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議機関として設置されているわけですが、この中越圏域6市町村に今参加して、年間20回以上の会議をといてお答えをいただいたんですけれども、特に柏崎刈羽自立支援協議会、こちらのほうは大変活発な活動をしているというふうに思います。特に柏崎市は、何年もかけて今日の障害者福祉の体制をつくってきました。国の法整備の中だけでは支援の切れ目や谷間ができてしまうため、取りこぼしがないように、地域活性化事業の中でも取り組んできた、ということでした。柏崎市長の附属機関として障害者福祉推進会議が設置されており、これは障害者関係団体、障害者福祉事務所、医療、教育、雇用関係者、公募の市民、これで構成されており、策定に当たってこの会議で内容が協議検討されております。また、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において協議された課題等についての報告あるいは計画案への意見が実際に反映されております。これを受けて、関係団体や受け入れ企業などの活動も非常に活発で、この夏には障害のある方たちと雇用契約を結んで受け入れる就労支援A型、ふれ愛サポートセンターはB型、雇用契約を結ばない形でございますが、雇用契約、最低賃金を保障する雇用契約を結ぶ就労支援A型の事業所が立ち上がったと聞いております。柏崎市の先進的な取り組みは、実際には長岡、中越圏域からも視察に訪れているというようなことも聞いております。出雲崎は合併せずに単独の道を選択いたしました、障害者福祉サービス等、特に人的な力や大きな連携から生まれるノウハウの取得はなかなか難しいのではないかと考えます。ここはぜひ柏崎刈羽の自立支援協議会に出雲崎も参加すべきではないかと思うのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今ご指摘のように、障害者皆さん方の自立なり、就労なり、あるいはいろいろな意味のサポートをしているわけですが、私たちはやはりこの出雲崎町に在住する、そういう方々の障害を持たれる方々に思いを深く寄せていかなければならんと思っています。そういう意味で、単に我が町、今申し上げたような、また課長が申し上げているような組織だけで不十分なれば、垣根を越えて少なくとも対象者の皆さんの満足感が得られるような体制を、法律なりそういうものがあれば、これ別ですが、そういうもの、法律があってもそれを超えなきゃならんと思いますが、垣根を越えながら、そういう障害者の皆さんのやっぱり十分な対応を私はやるべきだと思います。そういう実態に即して。単に形式的な圏域の中におけるそういう活動じゃなくて。やっぱり障害を持っている人たちの個人個人の立場をしっかりとサポートしながら、考えながら、その目的を達成しなきゃならん、私は思います。そういう意味で、今高桑議員のおっしゃるような、そういう必要性があれば、積極的にお願いしに行きます。またよくご指摘いただいております。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 垣根を越えて積極的に連携を考えていっていただく、参加いただけるというこ

ともご検討いただけるものでしょうか。そこのところをもう一つ。自立支援協議会に参加を検討するというのでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 課長のレクチャーを受けながらお答えをしていきたいと思いますが、おっしゃるように、そうです。やっぱり長岡圏域の、圏域内のそういう自立支援なり、そういうような計画なりは各市町村がいろいろ持ち寄りながら計画を立てるということですので、主体性はやっぱりそういう圏域を中心にやる。柏崎刈羽は、それ以上に上回っている内容もあろうかと思いますが、それはそこに移動するんじゃなく、その柏崎刈羽圏域のよさが中越圏域の長岡中心としたところにないとすれば、そのものを組み入れる、我々としては積極的にアタックしていくべきではないかというふうに思っています。ただし、申し上げたように圏域を超えて、私はやっぱり……それは組織ですから、なかなか難しい面あります。どうもやっぱりそれは組織があるというのは、障害を持つ方々のいかに暮らしやすい、生活しやすい対応をどうするかというのを我々は考えているんですから、本当はそこまで余り圏域考えたくないんですが、立場からするといろいろあると思いますので、柏崎刈羽のよさというものがどこにあるのか、我々中越圏域にないものをそこへ組み入れる努力を、それを上回るような何か計画を持ち込んでやるというのが大事じゃないかなと思っていますので、大いに参考にさせてもらいながら、そういう我々の協議会の中で反映させていかなきゃだめだと思っています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） すぐのご検討というわけにはいかないのですが、例えば柏崎刈羽の協議会もそうなんですけれども、通常どこの協議会も一応4つの部会を持っておりまして、方向的には大体子供さんたちの、あるいは発達障害の子供さんたちのことを考える子供ワーキング部会、それから地域移行支援ワーキング部会、地域で実際に暮らすワーキング部会、それから進路、就労を考えるワーキング部会、大体この4つにどこの協議会も分かれております。そして、刈羽、柏崎の活動に共通しているのは、障害のある方たちを実際にさまざまな手段で地域社会とつなぐ方策を講じていることです。そして、その協議会の中にはたくさんの地元企業も参加しておいでです。住民とつなぐ、企業ともつなぐ、つながって支える、そういうつなぐということを協議会のほうでは物すごく大切にやっております。これは、平成17年11月から1年半ほどの準備期間を経て、8年間、それぞれ2年ずつ4期にわたって活動をしており、段階を踏みまして先般4期目の活動報告などがなされております。とても一口には言えませんが、すばらしい歩みだと思います。ぜひたくさんの方に知っていただきたいですし、私どもももっと勉強したいですし、実はやっぱり仲間になりたいと、そういうふうに思うようなすばらしい活動です。実際に就労するということは、自立をするためには、最後のほうに重くのしかかってくるところです。継続して、地道にそこで障害のある方が働いていく、それがやっぱりとても大切なことになってくるわけですが、そのためにはいろんな職業、

さまざまな仕事の中で見学や実習を繰り返し繰り返し自分が継続していく、できる仕事を見つけるということがとても大切だと言われています。

もう一つ、障害のある方は、果たして、できることが少ないのか。そうではないと思います。場合によっては素晴らしい能力を発揮することがあります。私の知っている例では、農業関係の事業所で、害虫駆除のためにエアバキューム、大きな空気の吸い込みの下をゆっくり、本当にゆっくり苗を通すのですが、ゆっくり過ぎることが一般の作業の方の大変なストレスになって、ゆっくりできない。その作業を実際に障害のある方にやってもらったところ、実に難なく、ストレスもなくこなして、驚いたということを知ったことがあります。根気よく丁寧なお仕事をされる方も大勢いらっしゃいます。この町民体育館も清掃をお願いしているようなんですが、いつ行ってもきれいに清潔にされていて、大変一生懸命だな、素晴らしいなと思っています。やはり障害のある方たちにはそういう働く場というものをたくさん提供して、そのたくさんの中から1つずつ体験した中で、自分に合ったものを選んでいくということはとても大切なことです。そのためには広く範囲を広げることというのはとても大事だと思います。そういう意味で、これから出雲崎町だけでなく、柏崎刈羽、長岡も視野に入るのかもしれませんが、企業先を確保するという意味でもそちらの協議会に参加するということが重要と考えますので、ぜひご検討ください。

4番目の質問に移ります。平成25年4月、障害者優先調達推進法が施行され、国や地方公共団体は障害者就労施設から優先的に物品を調達するように求められています。ふれ愛サポートセンターでは、トイレトペーパーの加工、販売や金属部品の受託作業、箱折り、シール作業などを行っています。先日開催された町の敬老会において、記念品などと一緒にサポートセンターのトイレトペーパーが入っておりまして、大変感激いたしました。出雲崎町の受注状況はいかがかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 障害者の就労施設からの受注につきましては、本町平成25年度から障害者優先調達推進法の対象となるサポートセンターいずもぎきから物品等の調達を積極的に優先的に行っております。調達の内容につきましては、町道や公共施設の草取りとか清掃作業、あるいは公民館便りの折り込みとか、あるいは仕分け作業等の業務、そして今ご指摘のございましたトイレトペーパー等々は、私たち町もそうですが、個人的にも積極的にお願いをしているというようなところでございます。

これも実績につきましては、平成25年は58万円余、26年度は57万8,000円余となっております。今後さらに発注する機会も増大するために、町の調達法等を作成しながら、28年度の予算編成の中でも考えてまいりたいと思いますが、できたらやっぱりうちの町の町民の皆さんからも、優先的にトイレトペーパーなり日常の使えるものはぜひひとつお願いするように、町としても積極的にPRしていきたいなと思っております。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 町としても積極的に取り組んでいただけるということ。障害者就労施設では売上げで利益を出すことというのは、どこの就労施設でもなかなか難しいと聞いています。民間企業とは違いますので、営業担当者がいるわけでもありませんし、障害者の方たちの日常生活サポートが重要ですから、当然のことだと思います。トイレトペーパーの加工販売をしている就労施設は出雲崎町だけじゃなくて、ほかに近くでは刈羽の夢工房というところもトイレトペーパーをつくっているというか、こん包しているようなんですが、刈羽村内も行政関連の施設では全てこのトイレトペーパーを使用しているということでした。積極的に応援していただきたいと思います。

そこで1つなんですけれども、町のトイレでふれ愛サポートセンターで障害のある方たちがつくっていますというB5判程度、このくらいのもなんですけど、そういう表示を見かけたことがございます。このトイレトペーパーはふれ愛サポートセンターでつくったものなんだなということがわかりましたけれど、ここはもう一步踏み込んで、出雲崎町は障害のある方たちの活動を応援していますという町からのメッセージ、つくっていますというのはサポートセンターがつくっていますということですよ。そうではなく、応援していますという町のメッセージをトイレに張ったらいかがでございましょうか。本当にこれは、実際には安くてすぐ対応できる町の大きな支援だと思います。これによって、町民だけではなく、町外から来られた方たちにも福祉の進んだ町、福祉に熱心な町として映るのではないのでしょうか。こういった小さな一つ一つが、大きく言えば地方創生、ひいては定住促進につながっていくのではないかと考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） まさに議員のおっしゃるとおりです。やっぱり私たちも単に今先ほど申し上げた自立支援、いわゆる圏域内のいろいろ活動も大事ですが、やっぱりこの出雲崎、身障者のあれも360人程度おられるんですが、そういう皆さんに対する町の町民からもご理解をいただくような機会というのをやっぱり私はつくっていくべきだと思うんです。特に今サポートセンターでつくっているトイレトペーパー、そういうものについては、やっぱりああ、そうか、そういうところでつくっているんだか、それじゃ我々もひとつ利用させてもらおうかと、そういう障害を持ちながら頑張っているという皆さんの姿を町民の皆さんからご理解いただくことは大事だと思います。きょうも出雲崎のあの正面玄関には花が飾ってあり、きょう見ましたら、小さな風車回っていましたね。あれを見て、あれはすごいなと思いました。やっぱりそういう、皆さんも頑張っているんだというものを、私は町民の皆さんから知ってもらいたいと思うんです。

だから、あの花なり、いろいろなあれが玄関に飾ってありますが、日ごろまたいろいろ毎日かわったものが出ていますが、あれはそういうものを通しながら我々も思いをそこに寄せるということが大事だと思うんです。そういう意味の活動というのは、これは行政としてもやっていかなければならないふうには思っています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 私も、あの役場前の花、あれがサポートセンターの方々が作業されているところを見て、ああ、ここは皆さんがきれいに整備してくださっているだと初めてわかりました。ぜひ町として、見える形でいろんな方法を講じて、サポートセンターの活動を応援していきたいものだと思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。現在出雲崎町の障害者福祉の係はほかの業務と兼務で一人です。最初に述べました地域サービスの確立への流れの中で地方行政においてきた役割、仕事は多く、支援を受ける方一人一人の対応もそれぞれ違うこともあって、大変努力していただいているのですが、多忙を極めているのが現実だと思います。近隣の行政の福祉担当者から聞いた話では、今の仕事量を遂行するのに5年前と同じ体制では大変過ぎるということでした。例えば長岡市の和島支所では障害者福祉の係は兼務で3名、刈羽村では専任で一人、加えて直営の包括支援センターの保健師とソーシャルワーカーが兼任で2人の合計3人ということでした。やはり1人しかいないというのは、その担当者がいないとわからないことが多く、どうしても仕事が前に進まない状況が出てまいります。仕事量も多い中で、町民へのサービス低下につながるようなことは避けなければなりません。先ほど定住サポート課をつくってはいかがかという加藤議員のお話もありましたが、当町の体制も専任でサポートをつけるなど、複数人の配置とすることを検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 障害者福祉につきましては、障害を有する人々の能力とか、あるいは適性に応じながら、日常生活のいつものことができるように、一人一人の障害の程度に応じた範囲におけるきめ細やかなサービスというものを提供していかなければならないその原則に立ちますと、今高桑議員さんのおっしゃるようなことも考えなければならんと思っています。

本町では、先ほどちょっと申し上げましたが、障害者手帳を持った方々が360名おられるわけですが、人口比率にいたしますと8.1%、県は5.6%ですので、ちょっとこれを上回っていると。その中でも特に発達障害児の対応というものが課題となっておるところでございますが、ご指摘のように、本町障害福祉の主担当は兼任職員1人で、ケースごとに専門職またはサービス提供者等と連携をとりながら行っているというところでございますが、そのためには窓口業務につきましては、昨年度人事評価制度の中で保健福祉課窓口のマニュアルを作成をいたしまして、主たる担当の職員が不在の場合でも、町民の方が再度窓口に来る必要がないように、福祉係または介護高齢係の全職員が対応できるよう体制を整えてまいっております。また、専門性を要する相談業務等は相談支援事業所に委託をし、障害者に対する途切れない支援体制を進めてまいっております。県内町村でもおおむね本町と同様の体制をとっているものと認識しておりますが、やはり限られた職員の数の中ではございますが、その能力を最大限に発揮していただきまして、障害者を持つ方々に

不快な思いなり不便をかけないように、やっぱり全力を挙げると。確かに小さな町ですので、担当する職員は少のうございますが、大きな市なりになりますと、それぞれの専門職あると思うんですが、その専門職もマンツーマンで行っているわけじゃないですから、大勢の皆さんを対象にしている。そういう面からすると、うちの町は確かに8.1%でちょっと上回っているんですが、でも小さな町ですので360人、その方が毎日おいでになるわけではない、いろいろな意味の活動、生活活動、日常生活する中に、もう全く不便を与えないように全力を尽くすということが大事だと思うんです。ただ人員をふやすとかどうするんじゃないかと、もう本当にきめ細やかに一人一人に、もうその立場に立ってサービスするというのが、これが私たちに与えられた責務です。そういう意味で、数をふやすというよりも、対応する職員がおいでになった方に、ああ、それでもよくやってもらえるなど、気持ちわかってもらえるという満足感を与えるような業務を進めていかんきゃだめだと、私はそう思っていますので、また大いに検討しながら、反省をしながら、より充実したひとつ障害者対応をしてみたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 今パーセンテージなど具体的なものが町長の口から出ましたけれども、相談支援ハーモニーの支援センターハーモニーに聞いたところによりますと、これ延べの人数と件数ですが、7月の利用実人数が62名、支援対応件数が247件、8月では87名、276件、これは他町村と比較しても少なくない数の取り扱いであると聞いております。また、先ほど障害をお持ちの方の率が出ておりました。これは8.1%、また教育現場で支援を必要とする児童生徒の数というものも他と比較して多いというふうに聞いております。やはりこここのところを今から町が強力にサポートしていかなければ。将来みんな子供たちも大きくなるわけです。障害者の方、今現在の方も高齢になっていられるわけです。どんどん不便が出てくるわけです。出雲崎町のこの障害者福祉サービスというのが立ち行かなくなることも心配されますので、ぜひそのところは今のうちに体制を整えていかなければいけないのではないのでしょうか。兼務でお一人というのは少な過ぎると考えます。ぜひこれは複数でこの方とこの方と担当、行けば何かそこできちんとわかるような体制をとっていただきたいと思います。

出雲崎町の、これインターネットでダウンロードしたんですけれども、障害福祉サービスの手引きというものを載せているようなんですが、ここによりますと、福祉サービス利用の手続に関して言えば、8段階に分かれております。その8段階の中で、町、利用者、それから福祉サービス事業者、この3つで考えますと、町がかかわらなければいけない項目は5項目ございます。そこで一つ一つやはり町の担当者が手続等に費やす仕事量というのは多いと思われまますので、そのところを現在どのような仕事量、あるいはどのような対応を行政としてしなければいけないか、そういうところをきちんと把握していらっしゃって、1名の兼務で、ほかサポートするからオーケーと、大丈夫だとおっしゃっているのでしょうか、お聞きしますが。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 具体的な質問で、また足らざるは課長のほうで答弁させますが、私は基本的にはやっぱりそうです。幼児段階、就学時と、どんどん、どんどんとあれが進んでいるんですが、障害を持たれる方々のやっぱりある程度そういう段階を踏み、年齢を重ねる、その前にしっかりとサポートすることが、その障害を持った人たちの障害を極力抑え、できるだけあれで済むんじゃないかというふうには思っています。幼児段階における対応についてはあれですが、例えば就学した場合、学校教育等々に就学した場合には、これ教育課のほうからもいろいろ話を聞きます。徹底してそういう点については町が人員配置をしてサポートしながら、そういう人たちと障害を持つ生徒、持たない生徒、そういうものの中に入りまじってお互いが満足のかいけるような体制だけは、いかに人員が必要ならどんどん言いなさいと、対応しなさいということを申し上げているんですが、小さな子供さんなりそういう障害を持っている段階における、私は見ている段階は、うちの職員は能力持っているから、特に保健師なんてしっかりやっています。だから、案外頑張っていて、余り障害を持っている方々不満、満足……いろいろ言っても何となく答えが出ない、本当に不安だというようなことはないんじゃないかと思いますが、課長、その点どうだ。

○議長（山崎信義） 補足して担当課長から答弁願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 今ほど町長が申したとおりかと存じています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 町としては障害をお持ちの方に不便を感じないようにサービスをきちんと提供していくことが責務だということで、今確かに出雲崎町の福祉担当の方々は大変優秀でいらっしやいます。それ本当にそう思います。相談業務に関しても大変きめ細やかにやっていただいておりますが、それ以外のいわゆる先ほど申し上げました就労の場もそうですし、いろんなスキル、ノウハウ、あるいは連携の仕方、そういうことに関してやはり町内でやるだけでなく、結局町外でもこういう取り組みがある、こういうことがある、そういう企業がある、こういうところに見学に行ってはどうかと、あるいはやり方の中でのスキルもあります。そういうものがやはりここだけで頑張っていると見えてこない部分、もっと外に目を向けていくべきではないかと私は思います。支援を必要として将来どうしようか、あるいは老後をどう生きていこうかと心配して困っていらっしやる方も当町には少なくない数の方がおられるのではないかと思います。小さいからできないことはもちろんありますが、それが住民サービスの低下につながるようなことになれば、それは何かほかで補う必要があると考えます。出雲崎に住んでいるから受けられないということは、これおかしいわけですし、私自身の考えですが、サービスというのは制度上のことだけではなくて、やはり人と人とのやりとりの中にあると私は思っています。地方創生と町の最重要課題である人口問題を考えたときに、やっぱり障害の有無によらず、誰もが安心して楽しく暮らせる地域社会の実現を心から望む

ものであります。

私の一般質問を終わります。

○議長（山崎信義） 以上で高桑佳子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時52分）

第 3 号

(9 月 1 8 日)

平成27年第7回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成27年9月18日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第50号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第51号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第52号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 陳情第 6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情
- 第 5 議案第53号 出雲崎町単農業農村整備事業分担金徴収条例制定について
- 第 6 議案第54号 町道の路線変更について
- 第 7 議案第55号 平成26年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第56号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第57号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第58号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第59号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第60号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第61号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第62号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第63号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第64号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第65号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 発議第 5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書
- 第19 議員派遣の件
- 第20 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第50号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第51号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議案第52号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情

○議長（山崎信義） 日程第1、議案第50号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第51号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第52号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、以上議案3件及び陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件、陳情1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、三輪正義員。

○総務文教常任委員長（三輪 正） では、総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において本委員会に付託されました議案3件、陳情1件について、その審査が終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、9月11日午後1時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましてはお手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

議案第50号 出雲崎町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、マイナンバー制度について通知カード、個人番号カードの扱い、国と町の対応についての質疑があり、個人情報の

セキュリティーについては万全を期すと答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、通知カード、個人番号カードの再交付手数料について質疑があり、手数料は全国一律であるとの答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情については、慎重審査の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（山崎信義） 質疑の前に申し上げておきます。町広報紙掲載等のため、写真撮影を許可してありますので、ご了承ください。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） では、陳情第6号について質疑させていただきます。

この陳情においては、議会あるごとに提出されているわけですが、その中で総務委員会としては慎重審議したという中で、意見としてどのようなものがあつたかお聞きします。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○総務文教常任委員長（三輪 正） これにつきましては、過去何回か出ておりますけれども、話の中に今公立高校と、それから私立高校、この学費の違いとか、そういったものもかなりありますので、これやはり教育の平等と機会ということで、やはり格差は是正はすべきじゃないかという委員の意見でございました。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） ただいまの説明理解するところですが、その中で県立と私立という中になりますと、これ全部平等にしちゃうと、県立の意味が薄れてくるのではないかなというふうな認識を私は持つんですけども、その中で毎年上がってきた中を聞きますと、少しなりにもこの陳情においては若干でも右上がりに補助金等が上がっているのかどうか、その辺は委員会として話があつたでしょうか。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○総務文教常任委員長（三輪 正） まず、平等ということですが、やはり公立高校には公立高校の高校の趣旨というかございまして、私立につきましてはそれぞれ設立のときのいろいろの経過等ありまして、生徒の中にも特に私立高校に行きたいと、こういった理由があるからというふうなことで、結構遠方の通学をやっている方もございます。

それと、今どの程度こういうふうな陳情が出されているのに、その後是正が行われたかというこ

とにつきましては、私不勉強で、具体的な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、その点はちょっと。

委員会につきましては、具体的には数字的にはこれこれと比較とか、そういったのはございませんでした。

○議長（山崎信義） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第50号を採決します。

議案第50号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号を採決します。

議案第51号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号を採決します。

議案第52号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号を採決します。

陳情第6号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第53号 出雲崎町単農業農村整備事業分担金徴収条例制定について

議案第54号 町道の路線変更について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第53号 出雲崎町単農業農村整備事業分担金徴収条例制定について、日程第6、議案第54号 町道の路線変更について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、1番、宮下孝幸議員。

○社会産業常任委員長（宮下孝幸） それでは、社会産業常任委員長報告をいたします。

去る9月10日の本会議におき本委員会に付託されました議案2件について、その審査が終了いたしましたので、その経過と結果につきご報告をいたします。

去る9月11日午前9時30分より役場議員控室において、説明員として副町長、町民課長並びに保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て、委員全員が出席をし、委員会を開きました。

その審査結果につきましてはお手元に配付いたしました報告書のとおりであります。その経過についてご報告をいたします。

初めに、議案第53号 出雲崎町単農業農村整備事業分担金徴収条例制定についてでは、質疑として、もともと酷似する条例はほかにあったのか。減免することができるかとあるが、どういうときか。あるいは、町長が別途定めるとあるが、どのようなときか。さらには、条例制定で受益者の対象となる方は何名くらいかなどの多様な質疑がなされ、田口産業観光課長より次のような答弁がありました。

今回の条例制定は、神条地区の事業に関し必要になったためのものである。減免条項は特に特定した条件を設けているわけではなく、その都度におき、受益者にとり、より有意な手当を考えるためのものである。町長が別途定めるとした条項も、都度の状況に即し、あくまでも受益者利益につながるよう、柔軟な対応ができるようにするためのものである。さらに、正確な受益者数は今手元に資料はないが、主に六郎女地区圃場整備事業の神条地区の方を対象としているなどの答弁がありました。

次に、議案第54号 町道の路線変更についてであります。相田、小木の路線には現在住まいされている方はいないものと思われるが、これを140メートル延長して町道とすることの理由は一体何か、今回の路線変更は地元からの要望により行うものかなどの質疑がなされ、玉沖建設課長より次のような答弁がありました。

確かに現在住まいする方はいないが、あの地域は農業、林業が大変盛んに行われているところで

もあり、もともと旧家に立ち寄るために利用されている方も数多い。道路も急勾配であり、落ち葉やごみの堆積物も多く、個々の力での対応は既に限界であるとの再三にわたる地元の強い要望もあり、今回行うものであるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、2議案とも全員異議なく、可決すべきものと決しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第53号を採決します。

議案第53号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号を採決します。

議案第54号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第55号 平成26年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

議案第60号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第55号 平成26年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第56号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第57号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第58号 平成26年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第59号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第60号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第61号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第62号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第63号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、6番、三輪正議員。

○決算審査特別委員長（三輪 正） 決算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において本委員会に付託されました議案第55号から議案第63号まで、議案9件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査は、9月14日午前9時30分から、町長以下、説明員全員の出席を求めて開催しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書などに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見等を参考に、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの視点から、各般にわたり慎重に行いました。以下、審査の過程で述べられた主な意見について報告します。

1、出雲崎小中学校のパソコン借上料及び保守点検委託料の見直し改善を求める。

- 2、大会開催費における町補助金の使途の厳格化を求める。
 - 3、町ホームページ（リニューアル）の有効活用と利用率の向上を求める。
 - 4、高齢者と障害者にタクシー券が支給されているが、それ以外にも長期療養のため通院を必要とする方等にも拡充を図るよう求める。
 - 5、天領の里展望デッキの解体を終えているが、今後その部分テナント方式の店舗等を設け、地産地消商品などの販売に活用することを求める。
 - 6、良寛記念館、良寛と夕日の丘公園、心月輪等、一体的な眺望を生かした活用を求める。
- 以上のような意見経過を踏まえ、採決した結果、議案第55号から議案第63号まで、議案9件について、これを認定すべきものと決定しました。
- 以上、決算審査特別委員長報告とします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第56号から議案第63号まで、議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号から議案第63号まで、議案8件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第56号から議案第63号まで、議案8件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議案第64号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について

議案第65号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（山崎信義） 日程第16、議案第64号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について、日程第17、議案第65号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、6番、三輪正議員。

○予算審査特別委員長（三輪 正） 予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案2件を審査するため、9月10日、本会議終了後、午前11時20分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開きました。

その審査結果についてはお手元に配付した報告書のとおりですが、審査の経過について報告いたします。

初めに、議案第64号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）については、8款2項4目15節工事請負費の橋りょう維持修繕工事追加について、川西の農業用の橋の修繕は該当しないかとの質疑があり、町道以外の橋は受益者の負担との答弁がありました。

次に、8款2項5目15節工事請負費の排水路整備工事について、用地は大寺地内で全額町費か、また神条地内の排水路はどうかと質疑があり、大寺は公共事業で、神条は農業排水路で地元負担があると答弁がありました。

次に、8款5項4目13節委託料の町営集合住宅建設工事監理業務委託料追加と、同じく15節工事請負費の町営住宅建設工事追加について、地元業者は入札に参加できるのか、完成はいつかと質疑があり、地元にもチャンスがあり、完成は来年3月末を目標とすると答弁がありました。

次に、10款3項1目13節委託料の体育館・校舎棟外壁工事設計業務委託料について、財源の確認と工事内容について質疑があり、財源は国に申請中で、体育館と校舎自体の外壁であると答弁がありました。

慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員長報告とします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山崎信義） 起立多数。

したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充
を求める意見書

○議長（山崎信義） 日程第18、発議第5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、6番、三輪正議員。

○総務文教常任委員長（三輪 正） ただいま議題となりました発議第5号について提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度より公立高校の授業料無償化が実現し、年間約12万円の学費負担にとどまっています。一方、私立高校は、世帯収入により授業料の一部を補う就学支援金と県独自の学費軽減制度により、授業料と施設設備費の一部の学費負担が軽減されていますが、学費は入学金を含む初年度納付金が全国平均で約72万円、就学支援金を差し引いても約60万円の学費負担が残されています。また、私立高校の専任教員数は公立高校との比較において少なく、専任教員1人当たりの生徒数は約1.3倍と

なっています。このような状況を是正し、私学教育の充実と私学教育本来のよさを一層発揮するための教育条件の維持向上を図るために、関係機関に特段の措置を講ずるように意見書を提出するものであります。

議員の皆様にはよろしくご審議を賜り、賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（山崎信義） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第20、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第7回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時00分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 諸 橋 和 史

署名議員 仙 海 直 樹